

平成23年度

# 包括外部監査結果報告書

「試験研究機関の財務事務について」

平成24年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 武田宗久

## 目次

第1 包括外部監査の概要 .....	1
【1】外部監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（テーマ） .....	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由 .....	1
【4】監査対象部署 .....	1
【5】包括外部監査対象期間.....	1
【6】外部監査の方法.....	1
1. 監査の要点.....	1
2. 主な監査手続 .....	2
【7】外部監査の実施時期 .....	2
【8】外部監査人補助者の資格と名称.....	2
【9】利害関係 .....	2
第2 試験研究機関の概要 .....	3
【1】農林水産総合技術センターの概要 .....	3
1. 設立目的・沿革 .....	3
2. 組織.....	3
3. 施設の概要.....	9
4. 収支状況 .....	10
5. 試験研究の実施状況 .....	12
6. 和歌山県の各産業の状況.....	13
【2】工業技術センターの概要.....	16
1. 設立目的・沿革 .....	16
2. 組織.....	17
3. 施設の概要.....	18
4. 各部署の業務内容.....	19
5. 収支状況 .....	20
6. 試験研究の実施状況 .....	21
7. 関連産業の状況 .....	22
【3】環境衛生研究センターの概要.....	23
1. 設立目的・沿革 .....	23
2. 組織.....	24
3. 施設の概要.....	25
4. 各部署の業務内容.....	25
5. 収支状況 .....	27

6 . 試験研究の実施状況 .....	28
第3 監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の総括 .....	29
【1】試験研究機関、組織運営のあり方について.....	29
1 . 和歌山県試験研究機関における組織のあり方について .....	29
2 . 中期計画達成状況のモニタリングについて（意見） .....	33
3 . 経営全般に係る外部評価の導入等について（意見） .....	34
4 . 事業別予算管理の実施等について（意見） .....	34
5 . 外部試験研究機関との連携について（意見） .....	35
6 . 運営会議議事概要の取扱いについて（意見） .....	36
【2】試験研究、普及指導の管理について.....	36
1 . 試験研究ニーズの把握、試験研究に対する評価の仕組みについて（意見） .....	36
2 . ニーズ把握から追跡評価までの進捗状況の管理等について（意見） .....	38
3 . 条件付採択の条件解除に係る決裁について（意見） .....	38
【3】収入事務について .....	39
1 . 現金収入管理について（意見） .....	39
2 . 領収証書の管理について（結果） .....	39
3 . 受託研究契約の精算における過少請求について（結果） .....	39
4 . 証紙の管理について（意見） .....	40
【4】支出事務について .....	41
1 . 委託料等の履行確認について（意見） .....	41
【5】資産管理について .....	42
1 . 毒劇物等の管理について（意見） .....	42
2 . 物品の現物確認の実施について（意見） .....	42
3 . 試験研究機器の稼働状況の把握について（意見） .....	43
4 . 物品管理システムにおける品目設定について（意見） .....	43
5 . 家畜頭数管理について（結果） .....	44
6 . 調査船の保有方法について（意見） .....	44
7 . 切手の保有量について（意見） .....	44
第4 監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見 .....	46
【1】農林水産総合技術センター .....	46
1 . 中期経営計画の達成状況のモニタリングについて.....	46
2 . 事業別予算管理の実施について .....	47
3 . 収集した県民ニーズの適切なフォローについて .....	48
4 . 試験研究の実施及び成果還元に関する評価について .....	49
5 . 経営全般に係る外部評価の導入について .....	52
6 . 県外の試験研究機関との連携について .....	53

7 . 収入事務について .....	53
8 . 支出事務について .....	56
9 . 資産管理について .....	56
<b>【2】工業技術センター .....</b>	<b>62</b>
1 . 中期経営計画に係る数値目標の設定について .....	62
2 . 中期経営計画に対する外部評価の充実について .....	62
3 . 技術相談・技術指導の記録について .....	63
4 . 研究テーマに関する外部評価について .....	64
5 . 運営会議議事概要の取扱いについて .....	65
6 . 条件付採択の条件解除に係る決裁について .....	65
7 . 試験研究成果の追跡評価について .....	66
8 . 収入事務について .....	67
9 . 資産管理について .....	69
10 . WINTEC システムの有効活用について .....	72
<b>【3】環境衛生研究センター .....</b>	<b>74</b>
1 . 経営全般に係る外部評価の導入について .....	74
2 . 収入事務について .....	74
3 . 支出事務について .....	76
4 . 資産管理について .....	76
<b>【4】試験研究機関の組織について .....</b>	<b>80</b>
1 . 試験研究機関の組織のあり方について .....	80

## 第 1 包括外部監査の概要

### 【 1 】 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

### 【 2 】 選定した特定の事件（テーマ）

試験研究機関の財務事務について

### 【 3 】 特定の事件（テーマ）を選定した理由

試験研究機関は、県民のニーズや地域特性に応じた研究活動等を行い、その成果を迅速に県民に還元、普及していくことが重要である。一方で県の財政状況によってその活動状況は大きく影響を受けることとなるが、県の財政状況は依然厳しく、県債残高は毎年増加し、平成 23 年度には 9 千億円を越えることが予想されている。

このような状況下において、貴重な財源を比較的長期の視点で投入する試験研究機関の運営を行うためには、適切な財務事務の執行と計画的、組織的かつ効率的な組織運営を行わなければならない。

試験研究機関がその目的を適切に果たしていくことは、県の産業振興や県民生活の向上にとって重要な役割を担っていることから、試験研究機関が効果的、効率的に業務を遂行し、財務事務を適切に行っているかについて監査を実施することは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

### 【 4 】 監査対象部署

農林水産総合技術センター（各試験場、研究所を含む）、工業技術センター、環境衛生研究センター及びその所管部署

### 【 5 】 包括外部監査対象期間

平成 22 年度（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 23 年度の一部についても監査対象とした。

### 【 6 】 外部監査の方法

#### 1. 監査の要点

試験研究機関の組織形態・組織運営の適切性

試験研究に対する管理の有効性、効率性

収入事務の合規性、効率性

支出事務の合規性、効率性、経済性

資産管理の合規性、有効性、効率性

## 2. 主な監査手続

関連する法令・条例・規則等の閲覧

財務事務及び組織運営等についてのヒアリング及び関連書類の閲覧

各試験研究機関の視察

一部の物品、薬品等の現物確認

その他、監査の実施過程で必要と認められた監査手続

### 【7】外部監査の実施時期

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 14 日まで

### 【8】外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	大川幸一
公認会計士	世羅 徹
公認会計士	辻井芳樹
会計士試験合格者	福原顕憲
会計士試験合格者	赤嶺くにこ
弁護士	松本好史

### 【9】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

なお、本報告書に記載した数値については、基本的には表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているものもある。

## 第2 試験研究機関の概要

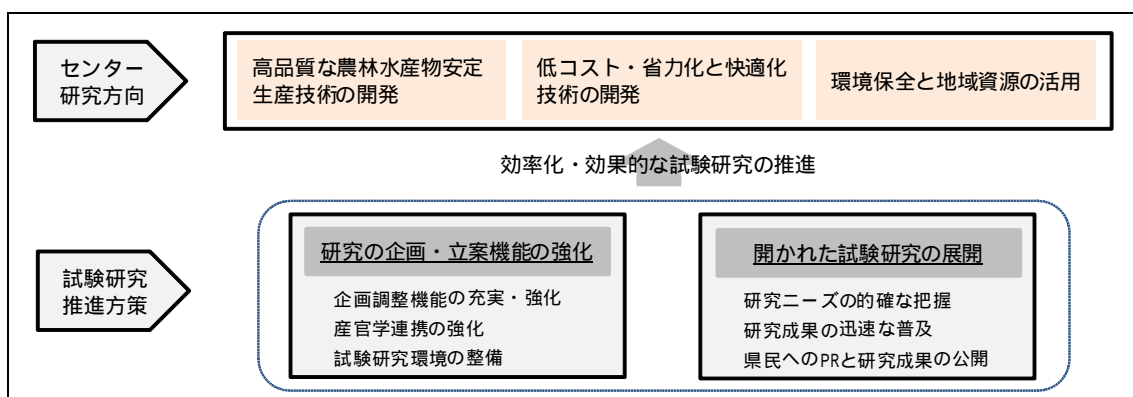
### 【1】農林水産総合技術センターの概要

#### 1. 設立目的・沿革

農林水産総合技術センター（以下、「農林水産センター」という）は、試験研究の効率化及び多様化・高度化する県民ニーズに対応するため、平成10年に県内の農業・畜産・林業・水産の各試験研究機関を統合して発足したものである。

農林水産センターの下には、5つの試験場・4つの研究所が組織されており（2. 組織 参照）各試験研究機関において、産地背景や地域特性を活かしながら、県内各地域において試験研究を実施している。

#### 上記目的を達成するための研究推進方策

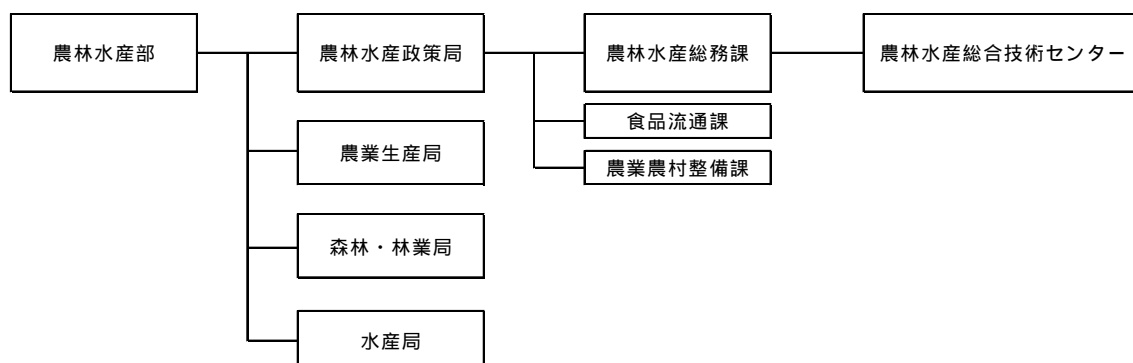


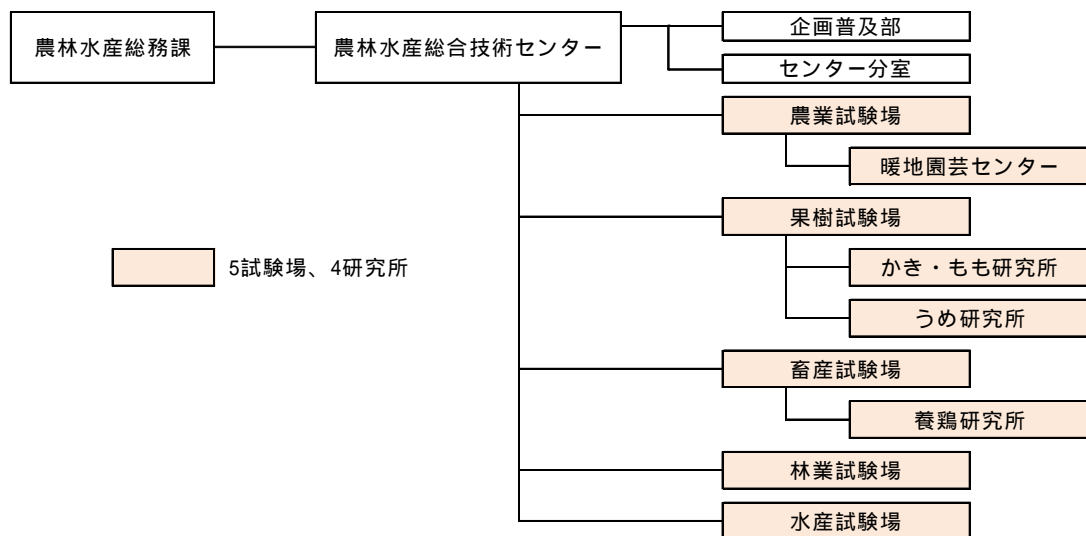
（出典：農林水産総合技術センター 要覧）

#### 2. 組織

##### (1) 組織の概観

平成22年度時点の組織図は次のとおりである。





農林水産センターの試験研究全般の企画調整を行う部署として企画普及部、また農林水産センター全体の庶務・会計事務を行う部署としてセンター分室が設置されている。

農林水産センターは、各試験場を取りまとめる機関として位置づけられている。

(2) 各部署の業務内容等

部署（試験場）名	業務内容
企画普及部 人員(平成23年4月1日時点)以下同様 事務職員 1名 技術職員 行政職 10名 計 11名	研究機関相互の企画調整に関する事。 研究の基本方針の決定及びその進行管理に関する事。 研究成果の提供に関する事。 研究関連資料の収集、管理及び伝達に関する事。 専門技術の調査及び普及に関する事。 普及指導員の研修に関する事。 その他任務の達成に必要な事。
センター分室 事務職員 5名 (2名)	センター全体の庶務・会計に関する事。



部署（試験場）名	業務内容
<p>農業試験場</p> <p><u>技術職員</u> 研究職 22名 (1名)</p> <p><u>現業職員</u> 10名 (2名)</p> <p>計 32名</p>	<p>地域農業に関する試験研究を行うこと。 各種作物の品種及び栽培に関する試験研究を行うこと。 土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。 農作物の病害虫に関する試験研究を行うこと。 農業機械の利用技術に関する調査を行うこと。 農作物の流通及び貯蔵に関する試験研究を行うこと。 農業経営に関する調査研究を行うこと。 農業生産環境保全に関すること。 優良種苗の育成及び増殖配布に関すること。 農業技術の研修を行うこと。</p>
<p>暖地園芸センター</p> <p><u>技術職員</u> 研究職 8名</p> <p><u>現業職員</u> 2名</p> <p>計 10名</p>	<p>野菜・花きの栽培法に関する試験研究を行うこと。 野菜・花きの加工・品質保持技術に関する試験研究を行うこと。 野菜・花きの環境保全に関する試験研究を行うこと。 施設内環境調節技術に関する試験研究を行うこと。 野菜・花きの品種育成に関する試験研究を行うこと。 野菜・花きの優良種苗の増殖、配布及び保持に関すること。 野菜・花きの生物工学及び遺伝資源開発に関する試験研究を行うこと。</p>
<p>果樹試験場</p> <p><u>技術職員</u> 研究職 15名</p> <p><u>現業職員</u> 3名</p> <p>計 18名</p>	<p>果樹の育種に関する試験研究を行うこと。 果樹の栽培法に関する試験研究を行うこと。 果樹の病害虫に関する試験研究を行うこと。 土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。 果樹園の環境保全に関する試験研究を行うこと。 施設及び機械の利用技術に関する試験研究を行うこと。 農作物の野生鳥獣害に関する試験研究を行うこと。 果樹栽培技術の情報化及び技術指導に関すること。</p>

部署（試験場）名	業務内容
<p>かき・もも研究所</p> <p><u>技術職員</u> 研究職 8名</p> <p><u>現業職員</u> 2名</p> <p>計 10名</p>	<p>かき・ももの品種育成・探索及び栽培法に関する試験研究を行うこと。</p> <p>かき・もも果実の品質保持に関する試験研究を行うこと。</p> <p>かき・ももの病害虫に関する試験研究を行うこと。</p> <p>かき・ももの栽培における土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。</p> <p>かき・ももの栽培における環境保全及び気象の変動影響に関する試験研究を行うこと。</p> <p>かき・ももの栽培における低コスト・軽労力化に関する試験研究を行うこと。</p> <p>かき・ももの栽培に関する情報の提供及び技術指導に關すること。</p>
<p>うめ研究所</p> <p><u>技術職員</u> 研究職 11名</p> <p><u>現業職員</u> 2名</p> <p>計 13名</p>	<p>うめの品種改良及び栽培法に関する試験研究を行うこと。</p> <p>うめ栽培における土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。</p> <p>うめの病害虫に関する試験研究を行うこと。</p> <p>うめの環境保全型農業に関する試験研究を行うこと。</p> <p>うめ栽培における低コスト・省力化技術に関する試験研究を行うこと。</p> <p>温暖化等の気象変動に関する調査研究を行うこと。</p> <p>うめ果実の機能性及び品質保持に関する試験研究を行うこと。</p> <p>うめ栽培技術の情報化及び技術指導に關すること。</p>

部署（試験場）名	業務内容
<p>畜産試験場</p> <p><u>技術職員</u> 研究職 7名</p> <p><u>現業職員</u> 9名 (1名)</p> <p>計 16名</p>	<p>家畜の改良増殖及び飼養管理についての試験研究に関すること。</p> <p>家畜の増殖、育成及び譲渡に関すること。</p> <p>家畜の人工授精及び受精卵移植についての試験研究に関すること。</p> <p>精液及び受精卵の生産及び譲渡に関すること。</p> <p>畜産経営の研究、調査及び指導に関すること。</p> <p>家畜飼料及び飼料作物についての試験研究及び調査に関すること。</p> <p>畜産の環境保全についての試験研究に関すること。</p> <p>草地の利用及び管理についての試験研究に関すること。</p> <p>畜産物の加工利用についての試験研究に関すること。</p>
<p>養鶏研究所</p> <p><u>技術職員</u> 研究職 4名</p> <p><u>現業職員</u> 4名</p> <p>計 8名</p>	<p>鶏の飼養管理についての試験研究に関すること。</p> <p>養鶏経営の研究、調査及び指導に関すること。</p> <p>産卵及び産肉に係る経済能力の試験研究に関すること。</p> <p>飼料の試験研究及び分析に関すること。</p> <p>鶏の衛生及び環境保全の試験研究に関すること。</p> <p>畜産物の加工利用についての試験研究に関すること。</p>
<p>林業試験場</p> <p><u>技術職員</u> 研究職 15名 (2名)</p> <p>行政職 3名</p> <p><u>現業職員</u> 2名</p> <p>計 20名</p>	<p>材木の育種及び育苗の試験研究に関すること。</p> <p>森林の育成及び保全の試験研究に関すること。</p> <p>林業経営の試験研究に関すること。</p> <p>木材利用の試験研究に関すること。</p> <p>特用林産の試験研究に関すること。</p> <p>林業技術の向上及び技術指導に関すること。</p> <p>林業従事者の養成及び研修に関すること。</p>

部署（試験場）名	業務内容
水産試験場  <u>技術職員</u> 研究職           19名 行政職           7名  <u>現業職員</u> 4名 （1名）  計 30名	海況及び漁場に係る調査及び研究に関すること。 水産資源の管理に係る調査及び研究に関すること。 漁業生産環境に係る調査及び研究に関すること。 魚介藻類の増養殖に係る調査及び研究に関すること。 内水面漁業に係る調査及び研究に関すること。 漁業経営並びに水産物の加工及び流通に関すること。 研究成果の公表及び普及指導に関すること。

（ ）内は再任用職員数で内数である。

### 3. 施設の概要

#### (1) 各試験場のロケーション



(出典：県ホームページ)

( 2 ) 各試験場施設の概要

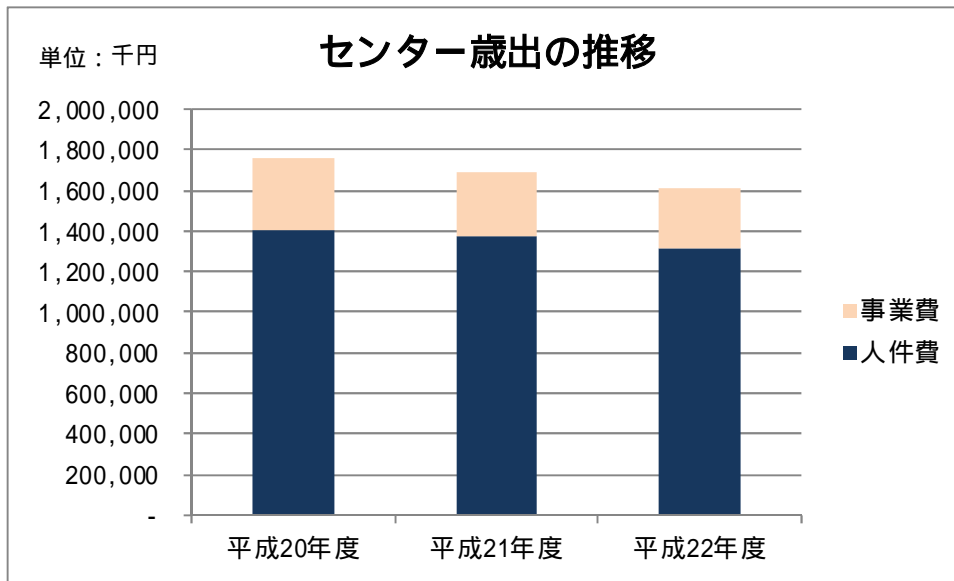
	土地		建物	
	面積(㎡)	取得金額(千円)	面積(㎡)	取得金額(千円)
農業試験場	65,947	17,752	7,106	276,222
暖地園芸センター	51,313	借地(御坊市)	4,079	367,371
果樹試験場	181,126	1,647	4,552	1,552,931
かき・もも研究所	18,891	8,922	1,863	173,668
うめ研究所	98,864	借地(みなべ町)	2,939	472,623
畜産試験場	153,813	借地(すさみ町)	4,677	338,662
養鶏研究所	9,209	借地(日高川町)	2,201	107,738
林業試験場	587,746	67,286	3,130	347,446
水産試験場	13,826	50,014	4,755	1,045,731

4 . 収支状況

平成 20 年度から平成 22 年度における収支状況の推移は次のとおりである。

( 単位 : 千円 )

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	1,407,760	1,374,932	1,314,167
事業費	350,998	310,772	292,792
<b>歳出合計</b>	<b>1,758,758</b>	<b>1,685,704</b>	<b>1,606,959</b>
国庫補助金	40,489	21,347	19,701
繰入金	56,290	47,112	47,471
使用料及び手数料	1,882	2,249	2,305
財産収入	34,203	34,117	35,506
諸収入	51,765	69,661	66,038
一般財源	1,574,129	1,511,218	1,435,938
<b>歳入合計</b>	<b>1,758,758</b>	<b>1,685,704</b>	<b>1,606,959</b>



平成20年度から22年度にかけての歳出の推移を見ると、事業費・人件費ともに減少傾向にある。事業費の内容は多岐に渡るが、消耗品費、備品購入費、修繕費等の占める割合が大きくなっている。

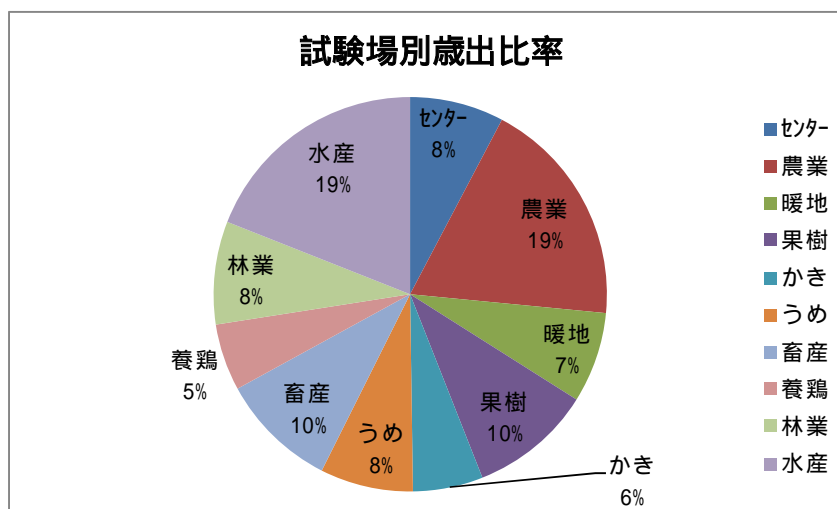
また、平成22年度における試験場別の歳出内訳は次のとおりである。

平成22年度 試験場別歳出内訳

(単位：千円)

	センター	農業	暖地	果樹	かき	うめ	畜産	養鶏	林業	水産	計
人件費	120,167	236,064	88,079	124,515	78,982	98,327	132,941	73,545	122,035	239,512	1,314,167
事業費	3,700	66,613	31,407	37,203	13,260	23,920	21,950	15,006	13,962	65,771	292,792
<b>歳出合計</b>	<b>123,867</b>	<b>302,677</b>	<b>119,486</b>	<b>161,718</b>	<b>92,242</b>	<b>122,247</b>	<b>154,891</b>	<b>88,551</b>	<b>135,997</b>	<b>305,283</b>	<b>1,606,959</b>

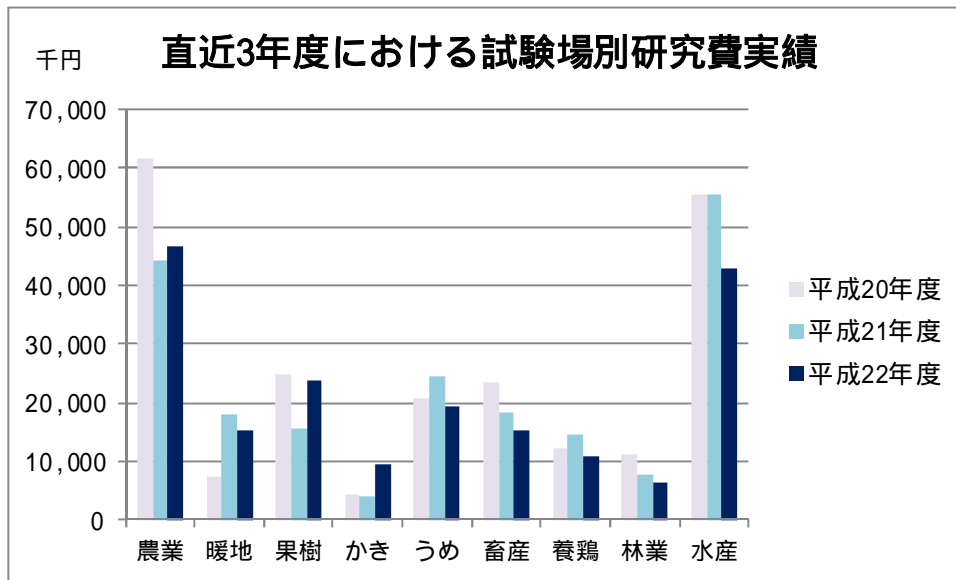
センター：農林水産総合技術センター（管理部門） 農業：農業試験場 暖地：暖地園芸センター 果樹：果樹試験場 かき：かきもも研究所  
 うめ：うめ研究所 畜産：畜産試験場 養鶏：養鶏研究所 林業：林業試験場 水産：水産試験場



5. 試験研究の実施状況

平成20年度から22年度における試験場別の研究費実績は次のとおりである。

試験場/研究所	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	研究課題数	研究費実績 (千円)	研究課題数	研究費実績 (千円)	研究課題数	研究費実績 (千円)
農業	8	61,677	9	44,208	10	46,720
暖地	4	7,562	5	17,865	5	15,429
果樹	7	24,849	7	15,657	8	23,704
かき	2	4,529	3	4,182	5	9,590
うめ	4	20,913	5	24,652	4	19,221
畜産	4	23,458	4	18,502	4	15,390
養鶏	3	12,273	3	14,547	2	10,929
林業	7	11,127	6	7,724	6	6,470
水産	13	55,469	13	55,484	10	43,075
合計	52	221,857	55	202,821	54	190,528





6. 和歌山県の各産業の状況

(1) 農業の状況

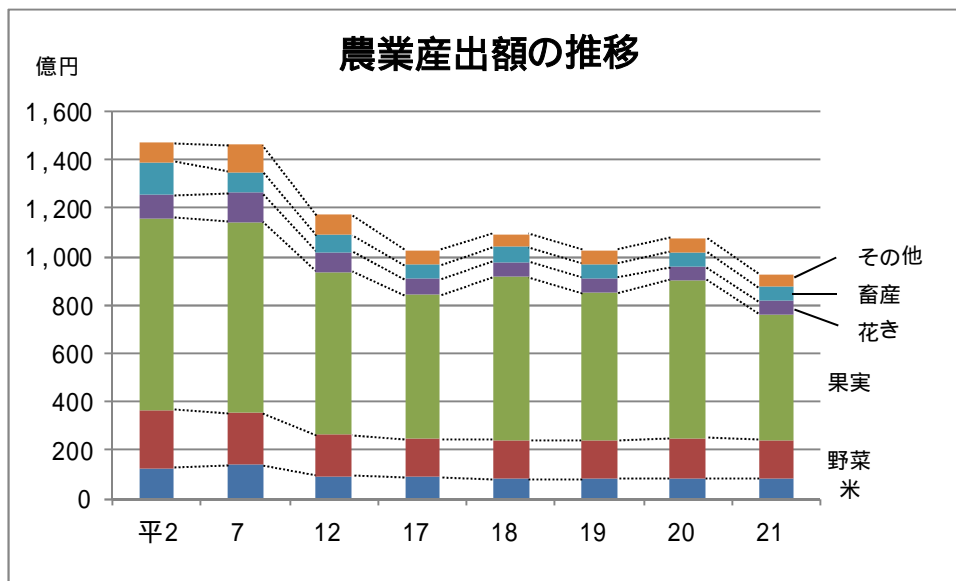
県の農業産出額（平成21年度）の内訳は次のとおりであり、近畿・全国の数値と比較すると、果実の構成比が大きくなっている点が特徴である。

(単位：億円、%)

平成21年度	和歌山県		近畿		全国	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
農業産出額	927	100	4,379	100	80,491	100
米	82	8.8	1,217	27.8	17,950	22.3
野菜	161	17.4	1,130	25.8	20,331	25.3
果実	520	56.1	690	15.8	6,751	8.4
花き	54	5.8	186	4.2	3,330	4.1
畜産	58	6.3	865	19.8	25,096	31.2
その他	52	5.6	289	6.6	7,034	8.7
生産農業所得	282		1,330		27,146	

(出典：農林水産統計年報)

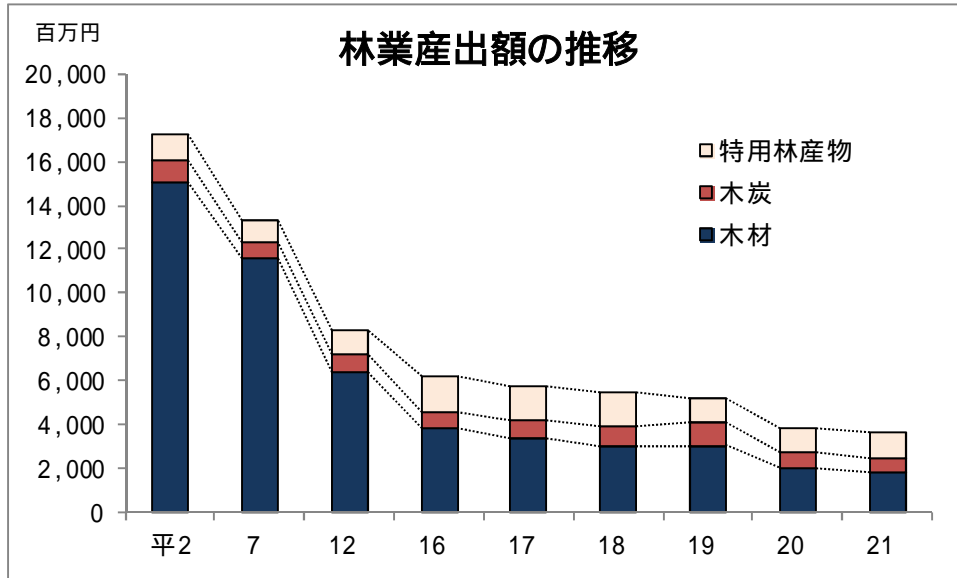
また、農業産出額の近年の推移は次のとおりである。



(出典：農林水産統計年報)

( 2 ) 林業の状況

県の林業産出額の推移は次のとおりであり、年々減少傾向にある。

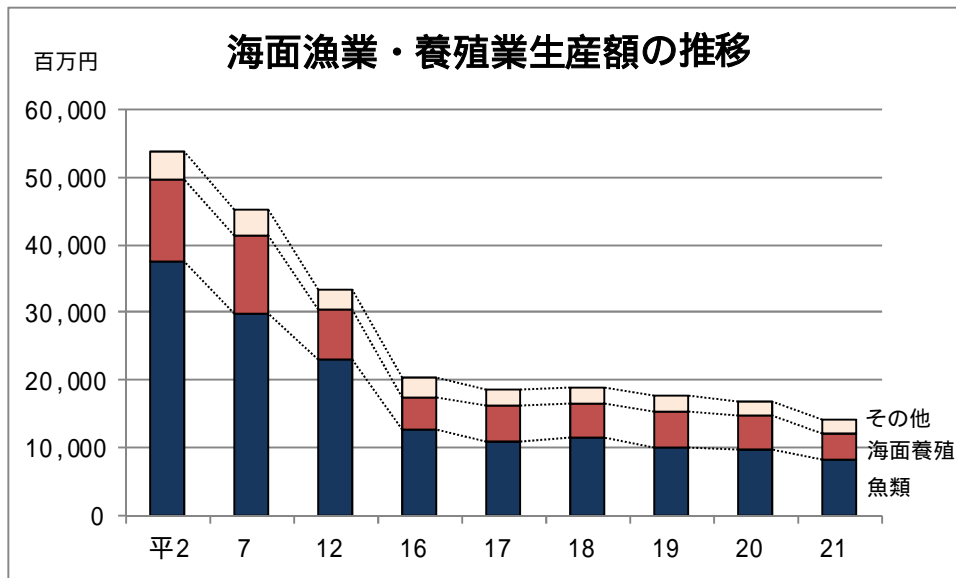


( 出典：生産林業所得統計報告書 )

なお、平成 21 年度の全国林業産出額は 412,220 百万円であるのに対して、県の林業産出額は 3,660 百万円であり、シェアは 0.9%となっている。

( 3 ) 水産業の状況

県の水産業生産額の推移は次のとおりであり、平成 2 年をピークに減少しており、平成 21 年度ではピーク時の 26.1%にまで落ち込んでいる。



( 出典：農林水産統計年報 )

また、県の水産業生産額の全国に占める割合は次のとおりである。

(単位：百万円)

	和歌山県	全国	順位	シェア
海面漁業	10,044	974,192	27	1.05%
海面養殖業	4,009	409,497	23	1.21%
合計	14,053	1,383,689		

(出典：農林水産統計年報)

## 【2】工業技術センターの概要

### 1. 設立目的・沿革

#### (1) 設立目的

工業技術センターは、県内企業の技術力・研究開発力向上に向けた総合的な支援を行い、県内産業の振興を図ることを目的として設立された（和歌山県行政組織規則第162条第1項本文）。

工業技術センターの事務は、和歌山県行政組織規則第162条により、必須事務（同条第1項）と任意に行うことができる事務（同条第2項）に区分され、その内容は次のとおりである。

必須事務	任意事務
(1) 企業等の技術的課題解決のための技術相談・技術指導に関する事。	(1) 試験研究、分析、技術調整又は試作若しくは加工に関する事。
(2) 工業技術センターが保有する設備・機器等の利用に関する事。	(2) 試験研究の結果、県の工業の振興及び科学技術の向上に寄与すると認められる各種製品を試作し、又は製造する事。
(3) 企業等からの依頼に基づく受託試験・受託研究に関する事。	
(4) 県内企業等の研究・開発能力向上のための人材育成に関する事。	
(5) 県内企業等の活性化に資するさまざまな分野での研究開発と成果普及に関する事。	
(6) その他任務の達成に必要な事。	

#### (2) 沿革

工業技術センターの主な沿革は、次のとおりである。

大正5年4月	綿織物及びその他染色布の輸出奨励を目的とし、農商務大臣より和歌山市本町9丁目に工業試験場設立認可を得て開設する。
昭和4年4月	和歌山県工業試験場と改称する。
昭和42年4月	和歌山市小倉60番地に工業試験場新庁舎が完成。
平成元年4月	「工業試験場」を「工業技術センター」と名称を改める。
平成4年11月	平成2年度から開始した再編整備の一環として研究交流棟が完成。
平成7年1月	新本館が完成。

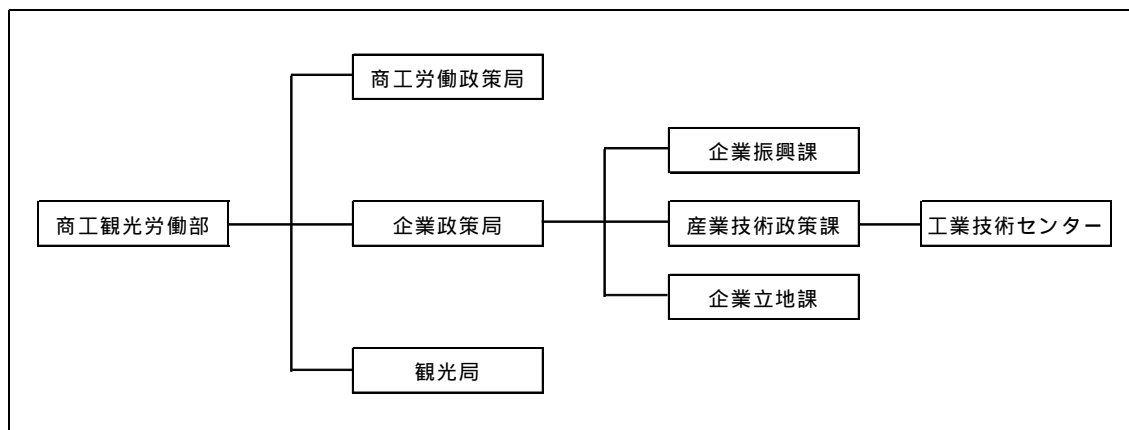
平成 8 年 12 月	実証棟が完成し、再編整備完了。
平成 14 年 4 月	薬事開発部を設置する。
平成 22 年 4 月	組織改正により、企画総務部（政策調整課、技術企画課）、食品産業部、生活・環境産業部、機械金属産業部、化学産業部、電子産業部、薬事産業部の 7 部とする。

## 2 . 組織

### ( 1 ) 工業技術センターの位置づけと組織の概要

工業技術センターの位置づけと組織の概要は、次のとおりである。

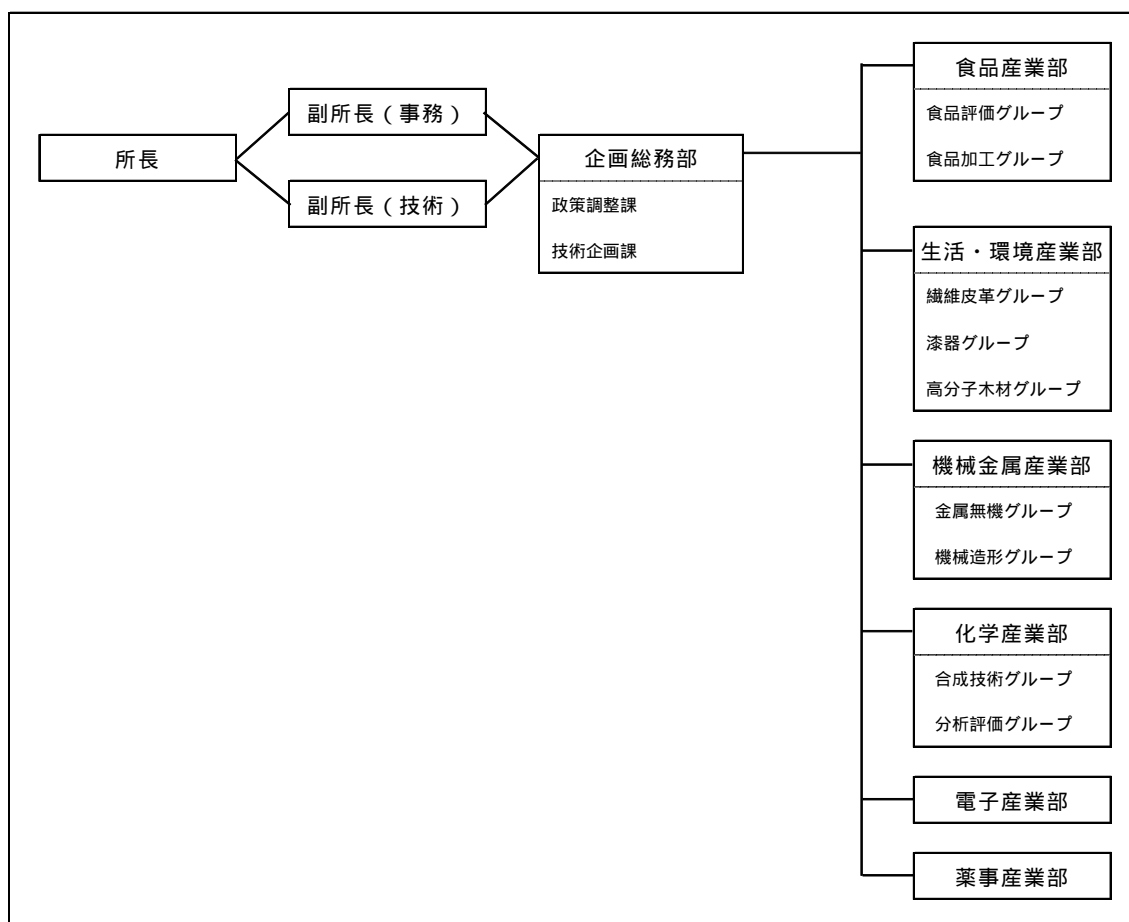
< 工業技術センターの位置づけ（平成 23 年 4 月 1 日時点） >



工業技術センターは、商工観光労働部の企業政策局にある産業技術政策課が所管している。

なお、産業技術政策課は、戦略的研究開発プラン事業など、研究を公募する事業を実施しており、県立試験研究機関が、研究の獲得を競い提案を行う。工業技術センターも当該事業に対して、複数の提案を行っている。

< 工業技術センターの組織の概要（平成 23 年 4 月 1 日時点） >



各産業部には部長が 1 名ずつ配置され、各産業部の全体を統括するために企画総務部が配置されている。さらに副所長 2 名が、センターの意思決定権者である所長を補佐している。

### 3 . 施設の概要

所在地	和歌山市小倉 60
敷地面積	10,003.09 m <sup>2</sup>
建物延べ床面積	9,946.17 m <sup>2</sup>
建物構造	本館、研究交流棟及び実証棟 鉄骨鉄筋コンクリート
建物取得価額	4,164,080 千円

#### 4. 各部署の業務内容

各部署の業務内容は、次のとおりである。

部署名	業務内容
企画総務部 12名	<b>【政策調整課】</b> ・ 予算策定、執行管理  <b>【技術企画課】</b> ・ 研究計画の策定、研究推進業務
食品産業部 8名	<b>【食品評価グループ】</b> ・ 食品に関する試験、研究、技術相談・指導、成果普及  <b>【食品加工グループ】</b> ・ 食品加工に関する試験、研究、技術相談・指導、成果普及
生活・環境産業部 14名（3名）	<b>【繊維皮革グループ】</b> ・ 繊維、染色、皮革に関する試験、研究、技術相談・指導、成果普及、排水技術  <b>【漆器グループ】</b> ・ 漆器製品・塗装、漆工技術  <b>【高分子木材グループ】</b> ・ 高分子材料・製品及び加工に関する試験、研究、技術相談・指導、成果普及  ・ 木質材料に関する試験、研究、技術相談・指導、成果普及
機械金属産業部 11名（1名）	<b>【金属無機グループ】</b> ・ 金属無機に関する試験、研究、技術相談・指導、成果普及  <b>【機械造形グループ】</b> ・ 機械造形に関する試験、研究、技術相談・指導、成果普及  ・ デザインに関する相談・指導、成果普及
化学産業部 9名	<b>【合成技術グループ】</b> ・ 合成技術に関する試験、研究、技術相談・指導、成果普及

	<b>【分析評価グループ】</b> ・試験、分析評価に関する研究、技術相談・指導、成果普及
電子産業部 6名(1名)	・電子産業の試験、研究、技術相談・指導、成果普及
薬事産業部 5名(1名)	・薬事にかかる試験、研究、技術相談・指導、成果普及

( )内は再任用職員である

職員数は、平成23年4月1日時点の数値を記載。この他、所長1名、副所長2名あわせて全職員数は67名である。(副所長(技術)1名は、化学産業部長兼務のため、化学産業部でカウントしている。)

## 5. 収支状況

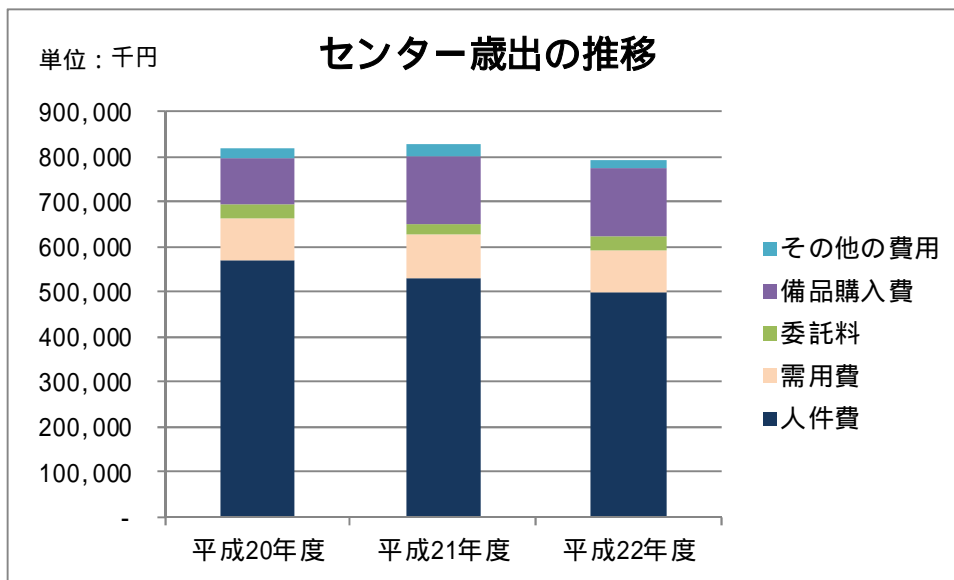
### (1) 過去3年間の収支の推移

平成20年度から平成22年度における収支状況の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	569,493	528,578	497,656
需用費	94,076	96,921	96,148
委託料	32,177	25,495	31,273
備品購入費	101,976	151,029	147,133
その他の費用	21,216	24,110	21,274
歳出合計	818,938	826,133	793,484
国庫補助金	23,472	80,000	104,661
繰入金	27,272	27,863	22,789
使用料及び手数料	43,326	46,001	47,043
財産収入	5,489	6,079	5,396
諸収入	70,036	78,982	66,282
一般財源	649,343	587,208	547,313
歳入合計	818,938	826,133	793,484



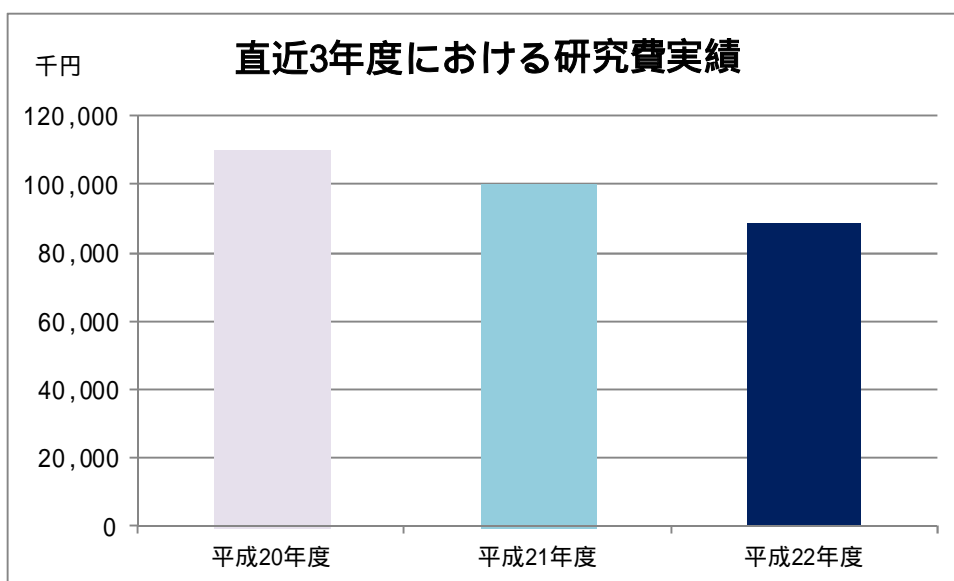


(歳出)

人件費は低下傾向であるが、平成21年度及び平成22年度には、高額な機械装置を購入したため、備品購入費が増加している。備品購入費については、国の補助金で購入した機械装置が多くを占めている。

## 6. 試験研究の実施状況

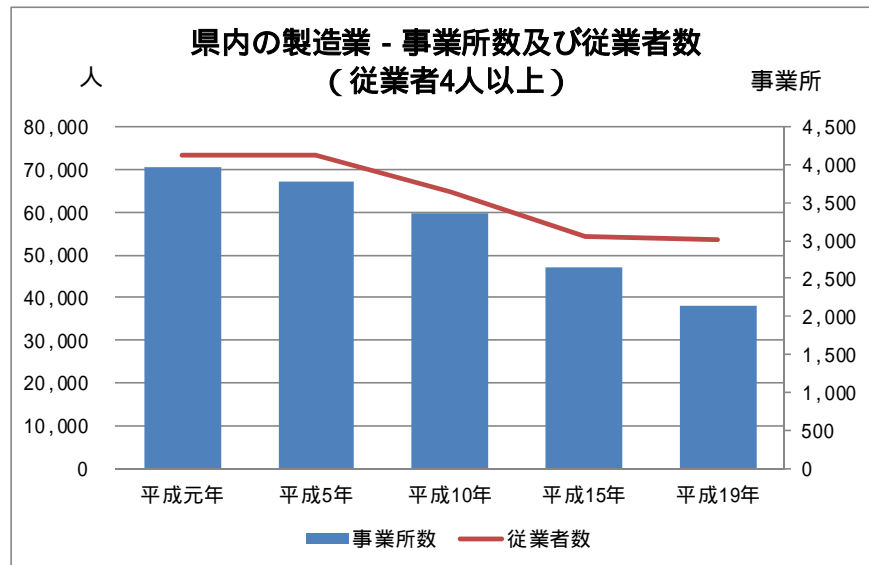
平成20年度		平成21年度		平成22年度	
研究課題数	研究費実績 (千円)	研究課題数	研究費実績 (千円)	研究課題数	研究費実績 (千円)
65	109,551	67	100,078	62	88,882



## 7. 関連産業の状況

県内の製造業に係る事業所数及び従業者数は、次のとおりである。

全国的な製造業の事業所数及び従業者数と同じく、県内においても減少傾向にある。



(出典：和歌山県統計年鑑)

### 【3】環境衛生研究センターの概要

#### 1. 設立目的・沿革

##### (1) 設立目的

環境衛生研究センターは、保健衛生の向上及び増進並びに環境保全の確保及び創造に関して必要な測定、調査研究、試験検査及び技術指導を行うことを目的として設立された。

当該目的を達成するために環境衛生研究センターで実施する業務は、次のように規定されている（和歌山県行政組織規則第98条）。

- ・衛生に関する微生物、食品及び薬品の試験検査並びに保健、疫学及び生活環境に関する調査研究及び試験検査に関すること。
- ・大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染及び地盤沈下に関する測定及び調査研究に関すること。
- ・廃棄物に関する測定及び調査研究に関すること。
- ・環境保全に関する技術指導及び調査研究業務に関すること。
- ・感染症情報センターに関すること。
- ・前各号に掲げる業務についての技術指導及び研修に関すること。
- ・その他任務の達成に必要なこと。

平成23年2月からは、「和歌山県環境衛生研究センター受託規則」が定められ、外部資金による研究・調査にも重点を置いている。

##### (2) 沿革

環境衛生研究センターの沿革は、次のとおりである。

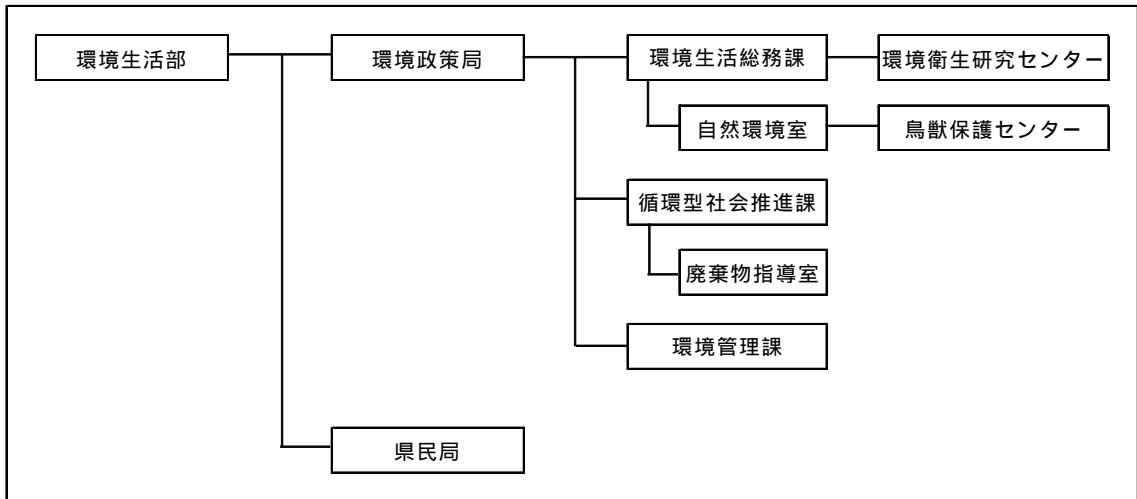
明治13年4月	和歌山市西汀丁の県庁内に、化学を主とする衛生試験所が設置され、業務を開始する。
昭和25年9月	県衛生研究所が発足する。
昭和44年2月	和歌山市湊東の坪271の2番地に県衛生研究所が竣工。
昭和47年11月	県公害技術センターを設置した。庶務課、大気部、水質部及び騒音振動部に、併せて公害対策室から大気汚染常時監視設備とその業務を引き継ぎ、現在の住所に竣工した新庁舎に移転する。
昭和58年4月	御坊監視支所を開設する。
昭和58年6月	衛生研究所と公害技術センターを統合。衛生公害研究センターとなり、総務課、保健情報部、微生物部、生活理化学部、大気環境

平成 15 年 4 月	部、水質環境部及び御坊監視支所を置く。  名称を「環境衛生研究センター」に改め、総務管理課、衛生研究部、環境研究部及び御坊監視支所を置く。衛生研究部に疫学グループ、微生物グループ、衛生グループを、環境研究部に大気環境グループ、水質環境グループを置く。
平成 18 年 4 月	微生物グループに疫学グループを統合し、衛生研究部を 2 グループとする。

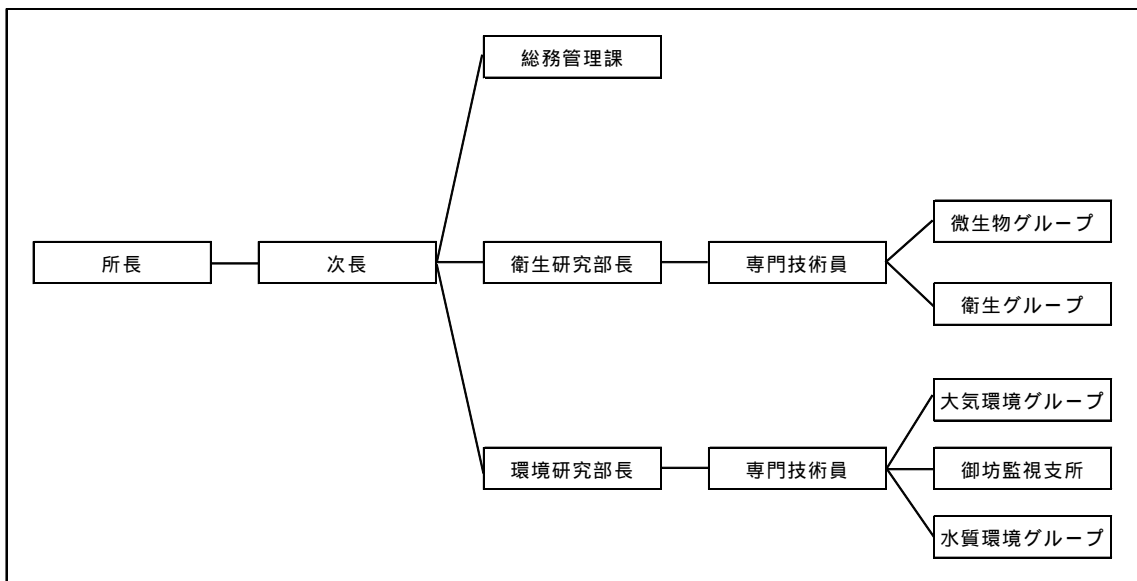
## 2. 組織

環境衛生研究センターの位置づけと組織の概要は、次のとおりである。

< 環境衛生研究センターの位置づけ（平成 23 年 4 月 1 日時点） >



< 環境衛生研究センターの組織の概要（平成 23 年 4 月 1 日時点） >



各部のグループ統括として専門技術員が1名ずつ配置され、各部の全体を統括するために各部長と総務管理課長が配置されている。各部課長を次長が取りまとめ、意思決定権者である所長を補佐している。

### 3. 施設の概要

環境衛生研究センターの概要は、次のとおりである。

所在地	和歌山市砂山南3丁目3番45号
敷地面積	1,042.60 m <sup>2</sup> (東館) 950.51 m <sup>2</sup> (西館)
建物延べ床面積	1,352.53 m <sup>2</sup> (東館) 1,198.55 m <sup>2</sup> (西館) 45.0 m <sup>2</sup> (車庫) 59.68 m <sup>2</sup> (試料調整棟・図書室)
建物構造	鉄筋コンクリート造 (東館・西館) 鉄骨造 (車庫) コンクリートブロック造 (試料調整棟・図書室)
取得価額	91,782 千円 (東館) 1,859 千円 (西館) 3,622 千円 (車庫) 57,600 千円 (試料調整棟・図書室)

### 4. 各部署の業務内容

各部署の業務内容は、次のとおりである。

部署名	役割
総務管理課 2名(1名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎管理</li> <li>・ 庶務及び会計</li> <li>・ センターの運営事務</li> </ul>
微生物グループ 4名(1名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウイルス、リケッチア、原虫の検査及び研究</li> <li>・ 食品中の残留抗生物質や細菌の検査及び研究</li> <li>・ 感染症病原微生物、食中毒原因微生物の検査及び研究</li> <li>・ 和歌山県感染症情報センター</li> <li>・ 公衆衛生情報の処理及び研究</li> <li>・ 保健所等の技術指導</li> </ul>
衛生グループ 5名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農畜水産物の検査及び研究</li> <li>・ 食品添加物、容器、包装及び家庭用品の検査及び研究</li> <li>・ 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等の検査及び研究</li> <li>・ 飲料水の水質検査及び研究</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所等の技術指導</li> </ul>
大気環境グループ 4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染物質の常時監視及び研究</li> <li>・ 工場、事業場のばい煙等の調査及び研究</li> <li>・ 酸性雨の調査及び研究</li> <li>・ 悪臭物質の調査及び研究</li> <li>・ 黄砂の調査及び研究</li> <li>・ 有害大気汚染物質のモニタリング調査及び研究</li> <li>・ 騒音・振動の調査及び研究</li> <li>・ 保健所等の技術指導</li> </ul>
御坊監視支所 (1名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染常時監視測定</li> </ul>
水質環境グループ 4名(1名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場、事業場の排水の基準監視及び研究</li> <li>・ 公共用水域に関する調査及び研究</li> <li>・ 地下水に関する調査及び研究</li> <li>・ 水生生物の調査及び研究</li> <li>・ 温泉の成分分析検査及び研究</li> <li>・ 化学物質環境実態調査及び研究</li> <li>・ 環境放射能の調査</li> <li>・ 保健所等の技術指導</li> </ul>

( )内はセンター内での兼務職員を示す。

職員数は、平成23年4月1日時点の数値である。

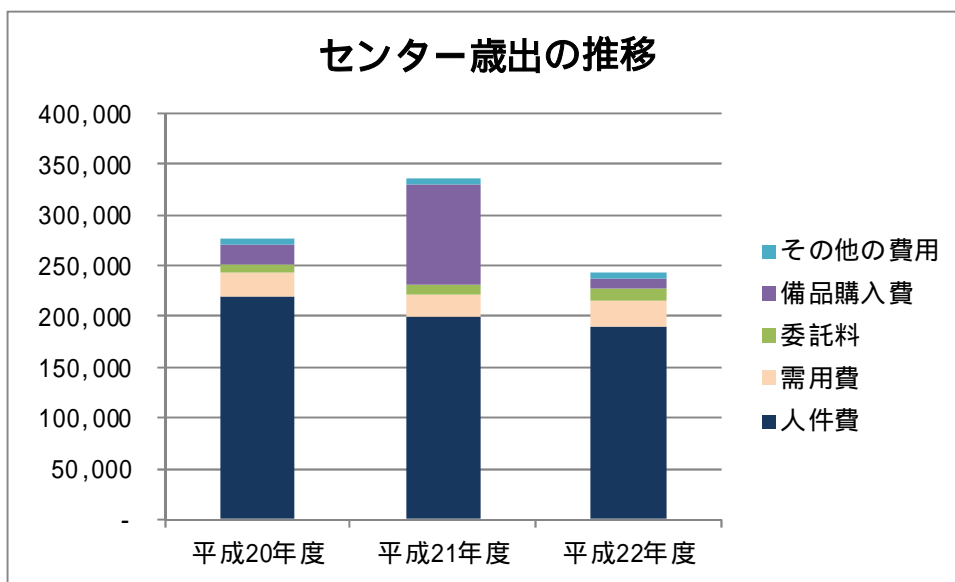
## 5. 収支状況

### (1) 過去3年間の収支の推移

平成20年度から平成22年度における収支状況の推移は、次のとおりである

(単位：千円)

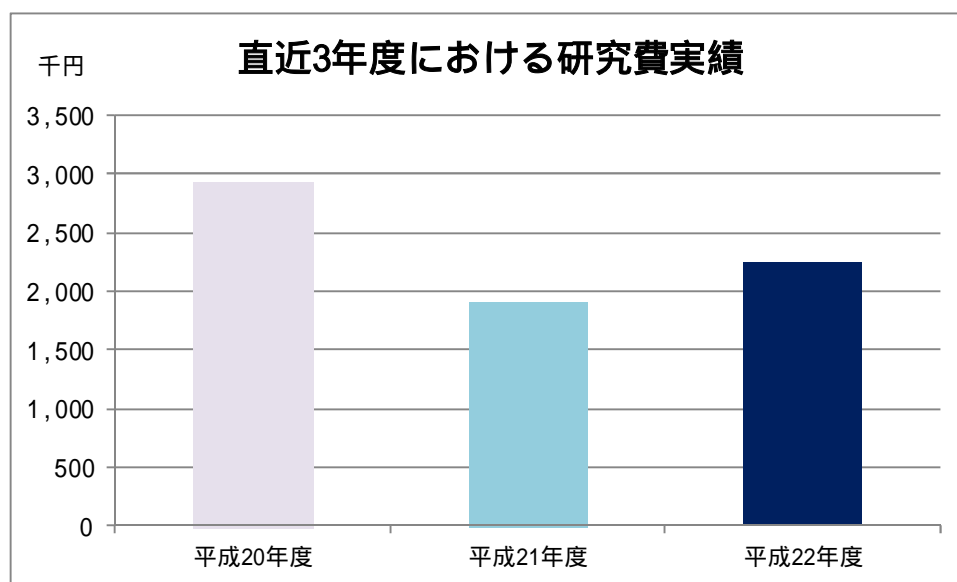
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	219,211	200,636	190,661
需用費	24,342	21,468	24,386
委託料	7,001	9,424	11,579
備品購入費	20,038	99,402	10,544
その他の費用	6,291	5,752	6,082
歳出合計	276,884	336,682	243,253
国庫補助金	1,489	88,727	-
委託金	5,867	10,399	7,475
手数料	3,772	6,995	3,640
一般財源等	265,755	230,561	232,138
歳入合計	276,884	336,682	243,253



平成21年度は、備品購入費が大幅に増加しているが、当該備品の取得には国庫補助金の拠出を受けているため、県の負担は増加していない。

6 . 試験研究の実施状況

平成20年度		平成21年度		平成22年度	
研究課題数	研究費実績 (千円)	研究課題数	研究費実績 (千円)	研究課題数	研究費実績 (千円)
9	2,930	10	1,903	8	2,250





### 第3 監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見の総括

#### 【1】試験研究機関、組織運営のあり方について

##### 1. 和歌山県試験研究機関における組織のあり方について

県試験研究機関である3センターについて、監査を行った結果の課題等を踏まえ、個別の試験研究機関としての組織のあり方、及び3センターを総合した全体的な試験研究機関としての組織のあり方について、以下のとおり提言を行うものである。

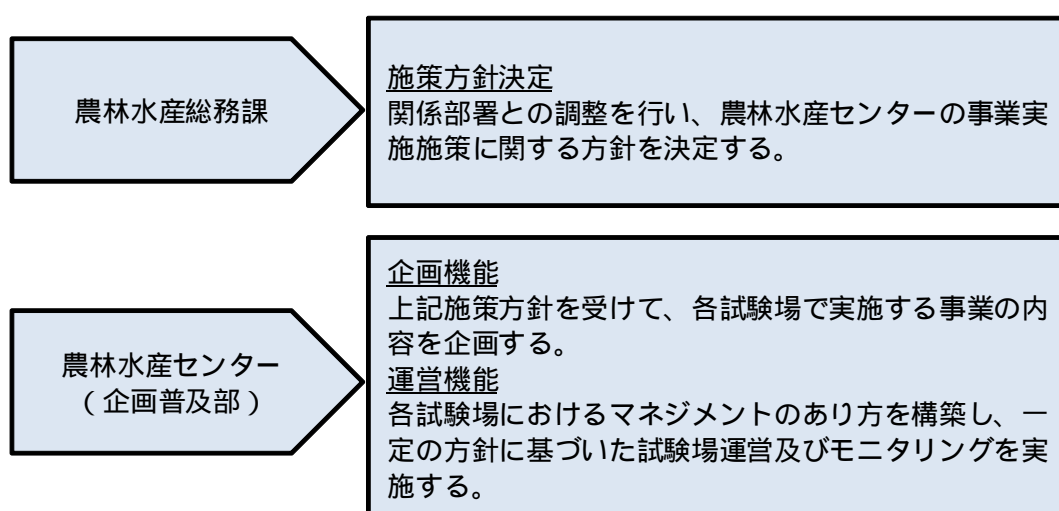
##### (1) 農林水産センターの組織のあり方について(意見)【農林水産センター】

農林水産センターにおいては、センターの下に複数の試験場・研究所が設置されているが、各試験場において、それぞれ独自のマネジメントが行われているため、予算管理方法や薬品の管理方法等が試験場ごとに異なっている等、「各試験場における企画・運営を取りまとめる」という、農林水産センター(企画普及部)が本来果たすべき役割を十分に果たせていない部分があると考えられる。

また、果樹園芸課や畜産課等、県庁内の関係部署と連携・調整が必要とされており、指揮命令系統が一元化されていないことにより、各試験場による管理部署、関係部署との情報伝達に係る負担が大きくなっていると思われる。

##### ) 現状の組織構造に基づく機能向上

現時点の組織構造を前提とした場合、所管課である農林水産総務課と取りまとめ部署である農林水産センターに求められる役割は次のとおりであると考えられる。



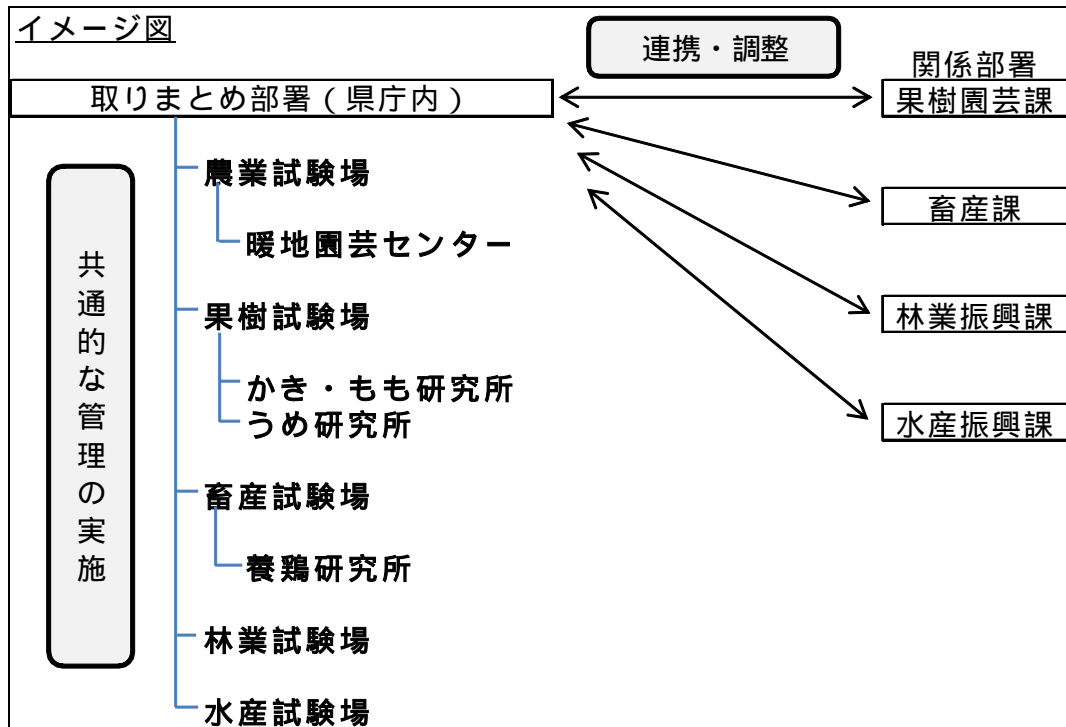
所管課、取りまとめ部署というそれぞれの役割を明確にし、その機能を発揮する

ことにより、効果的かつ効率的な組織運営が可能になると考える。

）企画部門の位置づけ

現状の組織構造においては、所管課が県庁舎内の部署であるのに対して、各試験場の取りまとめ部署である農林水産センター（企画普及部）は県庁舎外に置かれているため、物理的にも両者は区分されている。しかし、各試験場は県内広域に分散して設置されているため、取りまとめ部署としての企画機能を発揮するうえでは、必ずしも県庁外に取りまとめ部署を設置する必要はないと思われる。

下図のように、県庁内に、所管課と取りまとめ部署の両機能を有した部署を設置することで、組織上も屋上屋を架しているような状況を改善するとともに、施策方針決定から各試験場を運営するに至る一連の指揮命令系統を一元化し、情報の流れを円滑にし、研究及びマネジメントを有効かつ効率的に行うことができると考える。



（第4【4】1参照）

（2）環境衛生研究センターの組織のあり方について（意見）【環境衛生研究センター】

県組織図において、環境衛生研究センターは環境生活総務課の下に置かれており、環境生活総務課がいわゆる「所管課」とされている。

環境生活総務課と環境衛生研究センターの事務分掌は「和歌山県行政組織規則」において規定されているが、環境生活総務課の事務分掌内容は「和歌山県環境衛生

研究センターに関すること」と規定されているにすぎない。このように「和歌山県行政組織規則」において、環境生活総務課の環境衛生研究センターに関する業務内容は曖昧なものとなっており、環境生活総務課と環境衛生研究センター内の総務部門である総務管理課との役割分担が不明確になっていると考えられる。

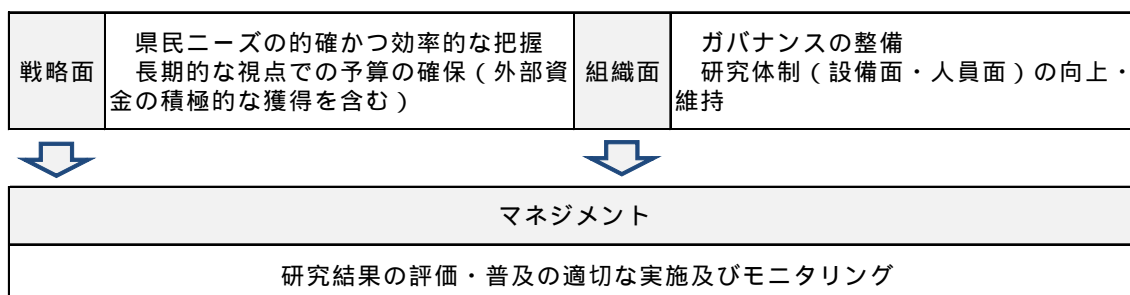
実際の運用としては、日々の検査業務等の管理や、他部署からの検査依頼を含む環境衛生研究センター全体の収支状況の把握は、総務管理課にて行われており、一方、環境生活総務課は、県庁舎内において予算や人事といった全般的な業務における他部署との折衝を担っている。

現状の両者の役割分担のもとで支障なく業務を遂行できていると考えられることから、「和歌山県行政組織規則」上も実態に応じた内容に改め、環境生活総務課と総務管理課との役割を明確にすべきであるとする。

(第4【4】1参照)

(3) 県試験研究機関(全体)の組織形態について(意見)【全センター共通】

試験研究機関に課せられた使命は、「県内産業の生産性を向上させるために必要な技術開発、実用化研究を実施し、その成果を県民(企業、農家等)に対して普及させ、県民生活をさらに向上させること」である。この使命を果たすためには、適切な戦略と組織の整備が必要不可欠であり、戦略と組織の整備にあたっては、以下の要点を念頭に置くことが求められる。



試験研究機関の使命を高い水準で達成するための組織形態としては、以下の3つの形態が考えられる。

- |   |
|---|
| <p>【センターの統合】</p> <p>A. 3センターの統合</p> <p>B. (統合した上で)地方独立行政法人化</p> <p>【その他】</p> <p>C. 各センター単独での地方独立行政法人化</p> |
|---|

次に示すメリット・デメリットを踏まえたうえで、試験研究機関の目的を達成す

るための、あるべき組織形態について検討されたい。

		メリット	デメリット
A	3センターの統合 ( )	管理方針の統一化 各試験研究分野の連携強化 スケールメリットを活かした業務 運営の効率化	各センター間の調整負担の増大
B	(統合した上で) 地方独立行政法人化	上記メリットに加え、 中期目標に基づく自立的な運営 外部評価の実施によるPDCAサイク ルの確立 目標達成に向けた業務運営の弾力 化・スピード化 人事採用、人事評価制度の独自化	上記デメリットに加え、 法人設立に係るコスト発生 法人運営に係る追加的なコスト発 生
C	各センター単独での 地方独立行政法人化	上記Bで示した地方独立行政法人化の メリットを享受できるとともに、統 合に伴う各センター間の調整負担が 不要となる。	上記Aで示した統合に伴うメリットを 享受できない、もしくはメリットの 効果が限定的となる。

環境衛生研究センターについては、他センターとは異なり、検査業務を中心として試験研究を実施しているため、統合を検討するにあたっては当該業務の特殊性に留意する必要があると考えられる。

(第4【4】1参照)

(4) 生産規模、コスト等からの試験場のあり方について(意見)【農林水産センター】

農林水産センターにおいては、複数の試験場・研究所が存在しているが、各試験場における試験研究に対する投資にあたっては、県の戦略に沿った目標とのバランスに留意して行う必要がある。

平成21年度における県内の各農林水産業における産出額と関係する試験場コストを比較すると次のとおりとなっている。

【各産業産出額】

(億円)

	農業					畜産	林業	水産
	米	野菜	果実	花き	その他			
産出額	82	161	520	54	52	58	36	140
産業合計	869					58	36	140

【各試験場コスト】

(千円)

	農業					畜産		林業	水産
	農業	暖地	果樹	かきもも	うめ	畜産	養鶏		
事業費	54,318	24,924	27,437	12,162	30,026	34,120	24,390	15,442	83,203
人件費	228,904	89,944	137,640	80,965	105,254	141,499	70,684	115,067	252,893
小計	283,222	114,868	165,077	93,127	135,280	175,619	95,074	130,509	336,096
産業合計	791,574					270,693		130,509	336,096

	農業	畜産	林業	水産
産出額/試験場コスト (大きい方がよい)	109.8	21.4	27.6	41.7

畜産業及び林業において、産業算出額及び「算出額/試験場コスト」比率が相対的に低いことが見て取れる。

特に畜産業に関しては、以下に示すように、全国的に見ても規模が小さいだけでなく、その実施地域も局所的なものであり、市町村との連携を図りながら県としての試験研究のあり方を検討すべきである。

		全国	和歌山県		
		実数	実数	順位	シェア
飼養頭羽数	乳用牛（頭）	1,484,000	800	47	0.1%
	肉用牛（頭）	2,892,000	3,610	43	0.1%
	豚（頭）	9,899,000	3,320	47	0.0%
	採卵鶏（千羽）	178,208	740	39	0.4%
	ブロイラー（千羽）	107,141	1,312	18	1.2%
飼養戸数	乳用牛	21,900	17	47	0.1%
	肉用牛	74,400	68	43	0.1%
	豚	6,890	12	45	0.2%
	採卵鶏	3,110	34	31	1.1%
	ブロイラー	2,392	41	16	1.7%

乳用牛・肉用牛〔平成22年2月時点〕 豚・採卵鶏・ブロイラー〔平成21年2月時点〕  
 （出典：畜産課資料「わかやまの畜産」）

試験研究費の投資については、県の戦略に沿った目標を再確認し、各分野の中長期の目標生産額と試験研究投資額のバランスを勘案したうえで、判断すべきであるとする。

（第4【4】1参照）

## 2. 中期計画達成状況のモニタリングについて（意見）【農林水産センター、工業技術センター】

中期経営計画については、その計画・目標を毎年の年度計画に落とし込んだうえで、定期的にその達成状況をモニタリングしておくことが求められるが、農林水産センター及び工業技術センターにおいては、中期経営計画における目標の定量化が十分に行われておらず、達成状況を評価することが困難な状況である。

中期経営計画の策定にあたっては、可能な限り数値目標を設定し、その達成状況をモニタリングすることが求められる。また、各年度においても、中期経営計画の数値目標をブレイクダウンした形で数値目標を設定し、中期経営計画の目標達成に資する実践的な年度計画を策定することが必要であるとする。

（第4【1】1、【2】1参照）

### 3．経営全般に係る外部評価の導入等について（意見）【全センター共通】

農林水産センター及び環境衛生研究センターにおいては、個別の調査・研究テーマに対しては一定の外部評価を導入しているものの、経営全般に係る外部評価は導入していない。経営全般に係る外部評価の導入により、組織運営の状況を外部から客観的に分析し、改善が必要な事項を発見・指摘することが可能となる。経営全般に係る外部評価について、工業技術センターにおいて既に導入されている評価制度を参考にしたうえで、各センターの実態に応じた制度の構築を行うべきである。

また、工業技術センターで実施している経営全般に係る外部評価については、中期経営計画期間の初年度・中間年度・最終年度に実施することとされているが、年次で外部評価を実施しなければ、早期に修正すべき事項が長期間放置された状態が継続するおそれがある。客観的な評価による経営の有効性・効率性の確保のために、年次の外部評価を実施することを検討されたい。

（第4【1】5、【2】2、【3】1参照）

### 4．事業別予算管理の実施等について（意見）【農林水産センター、工業技術センター】

#### 農林水産センター

農林水産センターにおいては、平成23年度から統一された予算管理様式（表計算ソフトを利用して作成）を各試験場に配布したものの、実際には、従前の不十分な方法を引き続き採用している試験場が大半となっている。また、当該統一様式についても、適時に事業別の実績コスト累計が一覧できず、様式としては改良の余地があると考えられる。

事業別予算管理の適切な実施は、各試験場における事業の実施状況のモニタリングのために不可欠であるだけでなく、詳細な範囲で予算と実績を比較分析することにより、今後の試験場運営および事業効率の改善に有益な情報を提供するものである。

適時に事業別の実績コスト累計が一覧できるように現状の予算管理様式を見直すとともに、各試験場における事業別予算管理方法の統一の徹底、農林水産センターによる定期的なモニタリングの実施により、適切な事業別予算管理を実施していくことが必要であると考えられる。

（第4【1】2参照）

#### 工業技術センター

工業技術センターでは、県の財務システムとは別に、独自に開発・運用している業務システム（以下、「WINTECシステム」という）を利用している。

WINTECシステムは、財務会計システムでは不可能である個別課題別の予算執行

管理を行うための有効なツールになりうると考える。しかし、現在の運用方法を見る限りは、一部の費目(例えば工業技術センター内の政策調整課で執行管理を行っている消耗品の購入等)については WINTEC システムに入力されていないため、個別課題別の予算執行管理としては不十分な点があると考えられるとともに、決算時には財務会計システムとの調整にあたって一定の時間を要することとなっている。

WINTEC システムへの入力範囲を拡大することにより、システムが有する機能を十分に活用し、財務会計システムとの調整作業を省力化するとともに、適切な個別課題別(事業別)予算管理を実施していくことを検討されたい。

(第4【2】10参照)

#### 5. 外部試験研究機関との連携について(意見)【農林水産センター、環境衛生研究センター】

試験研究機関は県内・県外を問わず、国内に多数存在しており、各地域において試験研究、調査業務が実施されている。また、県内には、独立行政法人医薬基盤研究所の研究センターや水産関係で著名な近畿大学等も存在する。農林水産センター及び環境衛生研究センターにおいては、近隣の試験研究機関との間で協定を締結し、協力関係を構築しているところであるが、今後は、当該協定の積極的な適用もしくは拡大を行っていくことについて検討されたい。

農林水産センター	環境衛生研究センター
<p>県外の試験研究機関(大阪府、京都府、奈良県)との間で「研究連携協定書」を締結しており、各試験研究機関における研究資源の重点化を図っている。しかし、当該協定の対象は農業分野に限られており、その他の林業や畜産業、水産業については、このような研究連携協定は締結されていない。</p> <p>県外の試験研究機関との連携に関して、林業や畜産業、水産業については、それぞれの地域特性に応じた産業の成り立ちの違いが強く、連携できる範囲は限られているかもしれないが、汎用的な技術開発等(病害虫・鳥獣の防除や、林業による温暖化防止対策等)に関しては連携の余地があると考える。</p>	<p>近畿2府7県の各地方衛生研究所の間で「健康危機発生時における近畿2府7県地方衛生研究所の協力に関する協定書」を締結しており、試験研究機器や試薬の共同利用等に関して協力を図る体制が整備されている。</p> <p>健康危機発生時に関わらず、この協力体制を実効性あるものとするため、試験研究機器の稼働状況の把握と情報共有を行うことが必要であると考ええる。</p>

(第4【1】6、【3】4(3)参照)

#### 6. 運営会議議事概要の取扱いについて(意見)【工業技術センター】

工業技術センターにおいては、所長、副所長及び各部長を中心として、重要事項に係る方針決定を行う運営会議を開催しているが、運営会議における協議内容について書面化された議事概要については押印等はなく、正式な資料かどうかといった位置づけが不明確となっている。

運営会議において、工業技術センターにおける実質的な意思決定が行われているため、当該議事概要については、正式な資料としての位置づけを明確にしておく必要があると考える。議事概要に責任者による押印を残すことにより、運営会議での協議結果を取りまとめた正式な資料であることを明らかにしておくことを検討されたい。

(第4【2】5参照)

### 【2】試験研究、普及指導の管理について

#### 1. 試験研究ニーズの把握、試験研究に対する評価の仕組みについて(意見)【農林水産センター、工業技術センター】

県試験研究機関においては、実施した試験研究内容が県民、県内企業のニーズに合致したものであること、及びその成果が適切に還元されていることをモニタリング、評価することが重要である。そのため、試験研究ニーズの把握、試験研究に対する評価の仕組みを適切に構築することが求められる。

試験研究に対する評価にあたっては、事前評価 中間評価 事後評価 追跡評価といった各段階での評価を実施することが求められる。また、試験研究機関における内部評価に加えて、外部評価委員会等による客観的な外部評価を受けることを検討されたい。

試験研究を中心に業務を実施している農林水産センター及び工業技術センターにおける試験研究の評価の仕組みはそれぞれ異なっており、それぞれに問題点があると考えられる。2センターにおける試験研究ニーズの把握、試験研究に対する評価の仕組みに関する流れ、関連する問題点は次のとおりとなっている。



	農林水産センター	工業技術センター
ニーズの把握	<p>振興局に配置された普及指導員が、農家等とのコミュニケーションを通じて県民ニーズを吸い上げる。</p> <p>振興局(普及指導員)・家畜保健衛生所      県関係部署・JA等</p> <p>センターによる要望調査の実施所定の「要望調査票」を提出</p> <p>農林水産総合技術センター</p>	<p>県内企業等から技術相談等の問合せを受けることによって研究ニーズの把握を行う。また、企業訪問を行い、情報収集を行う。</p> <p>県内企業等</p> <p>電話等での問合せ      企業訪問</p> <p>工業技術センター</p>
研究実施過程での評価	<p>事前評価      第1回専門部会で協議(事前評価)</p> <p>その後、外部評価(事前評価)、関係課との協議、予算ヒアリングを経て、研究課題が決定される。</p> <p>中間評価 内部評価      外部評価</p> <p>第2回専門部会で進捗報告(中間報告)      試験研究評価委員会</p> <p>研究終了後 事後評価 内部評価      外部評価</p> <p>第2回専門部会で成果情報(案)に対する議論</p> <p>成果情報の公表</p>	<p>事前評価      担当者が作成した「研究テーマ提案書」について、運営会議で審議を受け、採択の可否が決定される。</p> <p>中間評価 内部評価      外部評価</p> <p>毎年度の研究状況について、中間報告資料に基づき、運営会議にて評価が行われる。</p> <p>研究終了後 事後評価 内部評価      外部評価</p> <p>「研究終了報告書」に基づき、運営会議にて内部評価が行われる。      個別研究に対する評価ではなく、経営全般に関する外部評価制度を導入している。</p> <p>成果情報の公表</p>
追跡評価	<p>公表後概ね3年後      3 4</p> <p>フォローアップレビュー 公表後3年程度経過した「成果情報」課題のうち「普及」に分類される課題の中から各専門部会2~3程度の課題を選定。 評価者については、普及指導員・行政・生産者・関係団体の中から3名指名。</p>	<p>追跡評価の仕組みは存在しない。      9</p>
問題点	<p>1 普及指導員が吸い上げたニーズの全てが、「要望調査票」として提出されているか確認できない。また、事前評価で不採択となった「要望」に関して、以後のフォロー状況が不明確となっている。</p> <p>2 事後評価について、外部評価が行われていない。</p> <p>3 追跡評価について、外部評価が行われていない。</p> <p>4 追跡評価がサンプリングで行われており、全ての研究について、研究成果の還元状況がフォローされていない。</p>	<p>5 受け付けた問合せ内容が網羅的に記録されておらず、以後のフォロー状況が不明確となっている。</p> <p>6 試験研究開始にあたって、外部評価を受ける仕組みがない。</p> <p>7 中間評価について、外部評価が行われていない。</p> <p>8 経営全般に対する外部評価はあるが、個別研究テーマに対する事後評価は行われていない。</p> <p>9 追跡評価の仕組みがない。</p>

県試験研究機関としての使命を果たしていくため、より良い試験研究に対する評価の仕組みを模索していく必要がある。

また、試験研究に対する適切な評価を実施するためには、試験研究に伴う成果を目に見える形で表すことが重要であり、そのためには試験研究の成果を数値化することが必要である。各試験研究の実施にあたっては可能な限り目標、成果指標を定量化していくことが必要であると考え。

(第4【1】3、4、【2】3、4、7参照)

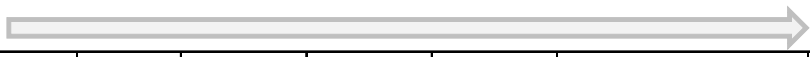
## 2. ニーズ把握から追跡評価までの進捗状況の管理等について（意見）【農林水産センター、工業技術センター】

上記1に記載した問題点はあるものの、試験研究に関するニーズを試験研究内容に反映させる仕組みはある程度構築されているが、収集したニーズがどのような形で試験研究内容に反映され、その結果、成果の還元がどの程度行われているのか、という一連の流れを把握する仕組みがない。

試験研究機関の役割としては、県民、県内企業に対して成果の還元を適切に実施することが求められ、その状況について把握できるような資料を作成し、管理することが求められる。

ニーズの把握 試験研究の実施 成果の還元 といった一連の流れについて「進捗管理表」を作成する等して、その状況をモニタリングできる仕組みを構築することを検討されたい。

進捗管理表  
イメージ図



収集したニーズ			要望調査票 提出有無	試験研究への 反映有無	試験研究課題	試験研究期間	試験研究実施		フォローアップ状況
日付	担当者	内容					中間評価内容	事後評価内容	
x x	x x	*****	有	有	*****	*****	*****	*****	*****
x x	x x	*****	有	有	*****	*****	*****	*****	
x x	x x	*****	有	有	*****	*****	*****		
x x	x x	*****	無：理由記載	有					
x x	x x	*****	有	無：理由記載					

また、試験研究機関の役割は、試験研究の実施だけではなく、その成果を広く県民、県内企業に普及させることであり、県内企業とのタイアップによる新商品の開発等、既存のやり方に囚われない普及努力が求められる。

（第4【1】3、4、【2】7参照）

## 3. 条件付採択の条件解除に係る決裁について（意見）【工業技術センター】

工業技術センターにおける試験研究テーマの決定にあたっては、担当者が作成した「研究テーマ提案書」に基づき運営会議での審議を受け、採択の可否が決定される。この際、一定の条件を満たせば採択する、という「条件付採択」という判断が行われるケースがあり、条件を満たしたかどうかの判断は企画総務部において行われる。

本来、「条件付採択」の条件解除を行うためには、所長による決裁が必要とされているが、実務上は、条件解除の際に企画総務部担当者が所長に対して報告を行い、条件解除について口頭で承認を受けているため、決裁の事実が文書としては保管されていない状況にある。「条件付採択」の条件解除について適切な決裁を受けていることを明確にしておくため、「条件内容、条件をクリアした旨、その理由」を文書化し、決裁文書として残しておく必要があると考える。

（第4【2】6参照）

### 【3】収入事務について

#### 1．現金収入管理について（意見）【農林水産センター】

畜産試験場は、家畜の販売を実施しているため、現金取扱い高が大きくなっている。家畜の販売は、1件当たり数十万円と高額であり、平成22年度における家畜の販売収入は11,122千円である。

畜産試験場では、現金取扱い高が大きいため、現金取扱いに関する事故を防止するためのチェック体制を強化する必要があると考えられるが、現金管理方法は他のセンター、試験場と特段の違いは見受けられない。

現金收受方法を振り込みに変更することや、現金受領は必ず複数名で実施する旨をルール化する等の工夫が必要であるとする。

（第4【1】7（1）参照）

#### 2．領収証書の管理について（結果）【農林水産センター、工業技術センター】

収入の対価として現金を受領した際には、利用者に領収証書を発行するが、書き損じ等で未使用となったものについても、使用した領収証書の控えと同様に、保存することが規定されている。

書き損じ等で未使用となった領収証書について、暖地園芸センターでは廃棄されており、また養鶏研究所、工業技術センターでは廃棄せずに別途保管しているが連番での保管ではないため網羅性の判断が容易でない状況にある。

現金収受に伴う事故を未然に防止するために、書き損じ等により未使用となった領収証書についても保存し、また、未使用となったものを含めた全ての領収証書（控え）が保存されていることを確認できるよう、発行済み領収書の控えとともにファイリングを行い、連番管理を行う必要がある。

（第4【1】7（2）、【2】8（1）参照）

#### 3．受託研究契約の精算における過少請求について（結果）【農林水産センター】

水産試験場において、平成22年度における受託研究の中で、委託者に対する受託研究費の過少請求となっているものがあつた。これは、費目間の流用が認められるにもかかわらず、費目間の流用を行わずに、受託研究費の請求を行った結果、本来受け取ることができる金額に比べて過小請求となっている。

水産試験場の説明によると、金額が僅少であること、及び事務処理が煩雑になることから費目間の流用は行わずに、受託研究費の請求を行ったとのことであつた。影響額は16千円と確かに僅少ではあるが、契約書に基づいた正確な請求を実施すべきであつたと考える。

（第4【1】7（3）参照）

#### 4．証紙の管理について（意見）【工業技術センター、環境衛生研究センター】

工業技術センターでは試験分析等手数料、環境衛生研究センターでは検査手数料の収入代金は証紙を貼付することにより行っているが、同センターで販売している証紙管理は「証紙受払月計表」により行っている。毎月末に「証紙受払月計表」と証紙現物残高の整合性を確認しているとのことであるが、当該証跡が残されておらず、適切に現物確認が行われたかどうか客観的に確認できない状況にある。

適切に証紙管理が実施されていることを客観的に示すために、証紙受払月計表のチェック時には、確認担当者及び承認者のチェック証跡を残すことが必要であると考える。

（第4【2】8（2）、【3】2（1）参照）

#### 5．受託研究費の積算方法について（意見）【工業技術センター、環境衛生研究センター】

受託研究費の積算にあたっては、積算の内訳として、人件費、光熱水費、設備使用料、消耗品費及び出張旅費等の項目は含まれているが、受託研究で使用する試験研究機器の減価償却費は含まれていない。このことにより、受益者が相当の負担を支払うことなく、試験研究機器を使用することによる成果を享受しており、受益者負担の観点から問題があると考えられる。

受託研究で使用する試験研究機器の減価償却費についても、その一定割合を積算に含めることを検討されたい。

（第4【2】8（3）、【3】2（2）参照）

#### 【4】支出事務について

1. 委託料等の履行確認について（意見）【農林水産センター、環境衛生研究センター】  
消耗品については、発注内容のとおり適切に納品されたことを、県会計管理者及び県総務部長から出された「物品調達、旅費支出及び賃金支出の適正執行について（通知）」に基づき、物品調達伺書を起案した職員以外の者が確認している。一方、設備の保守管理や建物の維持管理に要する委託料等については、消耗品のようには規定はないことから、決裁文書又は支出負担行為票を起案した職員が自ら履行確認を行っているケースがある。

役務提供の履行確認については、物品とは異なり現物を確認することができないため、客観性が担保されにくい。委託契約等に基づき適切に役務提供が行われたことを確認するために、起案者以外の者による履行確認の実施について規定を設け、運用する必要があると考える。

（第4【1】8（1）、【3】3（1）参照）

## 【5】資産管理について

### 1. 毒劇物等の管理について（意見）【全センター共通】

各センターにおける毒劇物を含む薬品の管理状況について、次の問題点がある。

	農林水産センター	工業技術センター	環境衛生研究センター
毒劇物の重量管理	毒劇物については、盗難・紛失等のリスクを回避するために、包装単位ではなく重量単位で受払状況及び残高を記録することが必要であると考える。	毒物については重量単位で払出量等を記録しているが、劇物については重量単位で記録は行っていない。劇物も毒物と同様に盗難・紛失等のリスクがある以上、重量単位で受払状況及び残高を記録することが必要であると考える。	
毒劇物の受払記録	受払簿の使用記録を記載する項目の記載方法が分かりづらく、また、毒劇物であることの記載が漏れているものが見受けられたため、受払簿の様式の見直し及び受払簿を漏れなく記載することが必要であると考える。	-	使用頻度の低い毒劇物を含めた、全ての毒劇物について受払状況を記録すべきである。また、受払簿には、払出量・残量を記載する項目はあるが、受入量を記載する項目が設けられていないため、受払簿に受入量を記載できる項目を設けるべきである。
毒劇物の保管方法	毒物等が一般試薬と同じ場所に保管されている、納品時のダンボールに入ったままの状態で見受けられた。薬品の保管方法や棚卸方法も含めて適切に管理するために、毒劇物の管理要領等の策定が必要であると考える。	毒劇物の保管庫は使用の都度施錠するのではなく、業務の終了時に施錠している。毒劇物の保管庫は、盗難等を防止するために使用時以外は施錠しておくことが必要であると考える	-
一般試薬の管理	その他の一般試薬についても毒物及び劇物と同様に管理規則等は定められていないが、一般試薬も毒劇物と同様に重要な財産であると考えられるため、棚卸方法等を定めた管理規則を策定することが必要であると考える。		
その他	暖地園芸センターにおける不要な試薬について、再度使用可能性を検討したうえで、処分の方法について検討すべきである。	-	-

特に、毒劇物については、紛失に伴うリスクが大きいことから厳重な管理が求められる。現状の管理方法では不十分と思われる点があることから、早急に対応方法を検討されたい。

（第4【1】9（1）（8）、【2】9（1）、【3】4（1）参照）

### 2. 物品の現物確認の実施について（意見）【全センター共通】

各センターは、年度末において、管理している物品の受払状況と現在高が記載されている「財産現況報告書」（重要物品のみ記載）及び「物品現在高報告書」（その他の物品のみ記載）を作成し、知事へ報告している。これに関して、各センターにおける物品の現物確認実施状況は次のとおりである。

農林水産センター	工業技術センター	環境衛生研究センター
重要物品及びその他の物品のいずれについても、現物確認を実施しているとのことであるが、現物確認の実施に使用した報告書等にはあるべき残高と実数との一致を示す証跡等が残っていない状況にある。	重要物品については現物確認を実施しているものの、その他の物品については現物確認を実施していないとのことであった。 また、重要物品についても現物確認を実施した際の証跡等が残っていない状況にある。	重要物品及びその他の物品のいずれについても、現物確認は毎年実施していないとのことであった。 また、現物確認を実施した場合においても、当該証跡等が残っていない状況にある。

現物確認手続きは、物品の有無を確認するとともに、使用状況や修繕の必要性を把握するための重要な手続きである。現物確認の実施方法についてのルールを策定し、効果的な現物確認を実施することが必要である。

(第4【1】9(2)、【2】9(2)、【3】4(2)参照)

### 3. 試験研究機器の稼働状況の把握について(意見)【全センター共通】

各センターにおける試験研究機器の稼働状況の把握に関しては、試験研究機器の使用実績を記載する使用簿が作成されていない、もしくは作成されていても使用簿の記載に不備がある、または一部の物品に限定されている等の問題点がある。

農林水産センター	工業技術センター	環境衛生研究センター
試験研究機器の使用実績を記載する使用簿が作成されていない、もしくは使用簿の記載が一部の重要物品に限定されているという状況にある。	試験研究機器の使用実績を記載する使用簿が整備されており、使用時に担当者が記載することとなっているが、記載漏れとなっている項目が複数見受けられる。	試験研究機器の使用実績を記載する使用簿が作成されておらず、試験研究機器の稼働状況について把握できていない。

試験研究機器については、その稼働状況を把握し、使用見込みのないものについては廃棄等の意思決定、また、使用頻度の少ないものについては、有効な活用を促すことが必要である。有効な活用とは、他の試験研究機関との共同利用、県民への利用開放、中小企業等からの依頼試験の件数拡大等が考えられるが、そのためには、稼働状況の把握とそれに基づく判断及び情報提供が必要となる。

試験研究機器ごとに使用簿を作成することを規定化し、稼働状況を適切に把握しておくことが必要であると考えます。

(第4【1】9(3)、【2】9(3)、【3】4(3)参照)

### 4. 物品管理システムにおける品目設定について(意見)【農林水産センター】

物品については、物品管理システムに登録され管理が行われているが、品目が「その他」として登録され、内容が把握できない物品が見受けられた。これは、システム上、通常は購入時に物品コードを選択する仕組みになっているが、物品コードが設定されていない物品(例えば、特定の試験場でしか購入しない物品、汎用品であっても購入実績の少ない物品等)については、適当なコードが設定されておらず、全て「その他」のコードが選択されることによるものであった。

「その他」として複数の物品がまとめて登録されることにより、個々の物品の内容を確認することができず、適切に物品の現物確認が実施されない可能性が生じる。

現状のシステムにおいて、登録可能なコードが増加されており、また過去に登録したコードを修正することも可能であるため、個々の物品ごとに適当な項目名で登録を行うことが必要であると考える。

(第4【1】9(4)参照)

#### 5. 家畜頭数管理について(結果)【農林水産センター】

畜産試験場では家畜頭数について、手書きの物品出納簿及び物品管理システムによって管理しているが、平成22年度末時点における手書きの物品出納簿と物品管理システム上の台帳の数値に3頭の乖離が生じていた。

両者の不整合については、畜産試験場の説明によると、手書きの物品出納簿の数値が正しく、物品管理システムへの入力漏れがあったことが原因であるとのことであったが、これにより、年度末における県への報告にあたっては、物品管理システム上の数量が報告されるため、県に対して誤った報告が行われていたことになる。

今後の再発防止のため、物品管理システムへの入力にあたっての上席者によるチェックの実施、定期的な手書きの物品出納簿との照合の実施が必要である。

(第4【1】9(5)参照)

#### 6. 調査船の保有方法について(意見)【農林水産センター】

水産試験場では、調査船「きのくに」(取得金額604百万円)を保有しているが、毎年度多額のメンテナンス費用が発生している(平成22年度から平成27年度にかけて約100百万円の支出が見込まれている)。

調査船の運航報告書によると、平成22年度における運航実績は75日であり、調査船を利用していない日数は相当あると思われる。

調査船の更新時期を見据えて、県が独自所有することの必要性を検討し、場合によっては広域連合で調査船を共有する等、効率的・経済的な調査船の保有方法について検討されたい。

(第4【1】9(6)参照)

#### 7. 切手の保有量について(意見)【農林水産センター】

農林水産センターでは、各試験場において切手を保有しており、台帳による受払管理を行っている。一部の試験場(暖地園芸センター、養鶏研究所)において、年間使用総数を上回るほどの多額の切手を保有しているケースが見受けられた。

(平成23年3月末時点 切手保有額)

暖地園芸センター：132,940円



養鶏研究所：82,790 円

切手の保有金額が多額となっている原因は、購入回数を減らすために、一度で大量の切手を購入していることによるものであるが、切手は換金性の高い有価物であることから、試験場において多額の切手を保有している現状は好ましくない。

複数回に分けて購入することの事務負担と、多額の切手を保有することのリスクを比較衡量したうえで、計画的な購入を行い、必要最低限の在庫量を維持していくことが必要であるとする。

(第4【1】9(7)参照)

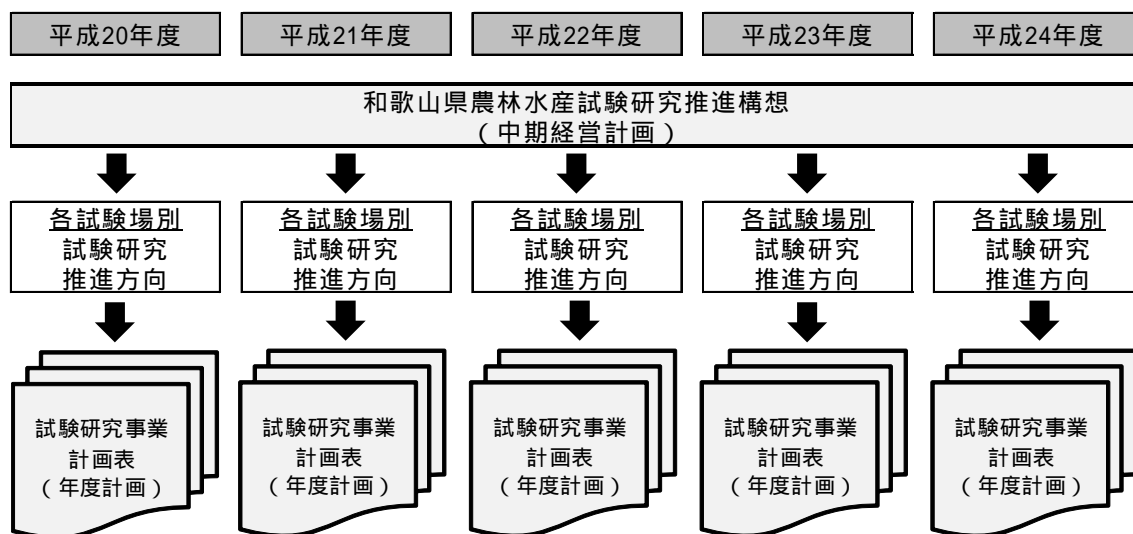
## 第4 監査の結果及び監査結果に添えて提出する意見

### 【1】農林水産総合技術センター

#### 1. 中期経営計画の達成状況のモニタリングについて

##### (1) 概要

農林水産センターは、中期経営計画として「和歌山県農林水産試験研究推進構想」（平成20年度から5ヵ年）を策定している。当該中期経営計画は、年度ごとに各試験場別の「試験研究推進方向」としてブレイクダウンされ、各試験場においてはこれにもとづく個別試験研究について「試験研究事業計画表」を作成している。



中期経営計画期間（平成20年度から5ヵ年）のうちすでに3年が経過しているが、その間、中期経営計画の達成状況のモニタリングは行われていない。

##### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

##### (3) 監査の結果に添えて提出する意見

中期経営計画については、その計画・目標を毎年の年度計画に落とし込んだうえで、定期的にその達成状況をモニタリングしておくことが求められる。農林水産センターにおいては、年度計画に代わるものとして「試験研究事業計画表」を作成し、個別試験研究については年度ごとに進捗を管理しているものの、年度終了時点において中期経営計画の視点からの達成状況の評価が行われていない。

年度ごとの個別試験研究の実施状況だけでなく、中期経営計画の目標に対する達成状況を把握する仕組みを構築すべきである。

また、「試験研究事業計画表」は各試験場における事業計画を記載したものであ

り、各試験場を取りまとめる農林水産センターにおいて実施する事業計画を定めたものではない。各試験場だけでなく、農林水産センター(企画普及部)においても、中期経営計画を年度計画に落とし込み、その達成状況をモニタリングする必要がある。

中期経営計画の達成状況を客観的に評価するためには、中期経営計画の中で数値目標を設定することが必要となる。試験研究に関する目標の定量化については、「4(3) 試験研究の目標、成果指標の定量化について」で後述するところであるが、この考え方を中期経営計画の策定にあたっても反映させ、中長期的な目標の定量化を行う必要があると考える。

## 2. 事業別予算管理の実施について

### (1) 概要

農林水産センターにおける各試験場別の総額予算管理はセンター分室にて行われている。

これに加えて、各試験場では事業別の予算管理を行っている。平成22年度以前においては、各試験場において、独自の方法で事業別予算管理を実施していたが、管理様式が異なるうえに、その範囲も一部の費目(消耗品費、旅費等)に限定されているものであった。平成23年度からは、農林水産センターによって統一された予算管理様式(表計算ソフトを利用して作成)を各試験場に配布し、事業別予算管理の徹底を図っている。

### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の結果に添えて提出する意見

平成23年度からは、農林水産センターによって統一された予算管理様式(表計算ソフトを利用して作成)を各試験場に配布したものの、実際には、従前の方法を引き続き採用している試験場が大半となっている。また、当該統一様式についても、適時に事業別の実績コスト累計が一覧できず、様式としては改良の余地があると考えられる。

事業別予算管理の適切な実施は、各試験場における事業の実施状況のモニタリングのために不可欠であるだけでなく、詳細な範囲で予算と実績を比較分析することにより、今後の試験場運営および事業効率の改善に有益な情報を提供するものである。また、その実施にあたっては、各試験場を取りまとめる農林水産センターによる定期的なモニタリングが必要となる。

以上を踏まえ、適時に事業別の実績コスト累計が一覧できるように現状の予算管理様式を見直すとともに、各試験場における事業別予算管理方法の統一の徹底、センターによる定期的なモニタリングの実施により、適切な事業別予算管理を実施していくことが望まれる。

### 3. 収集した県民ニーズの適切なフォローについて

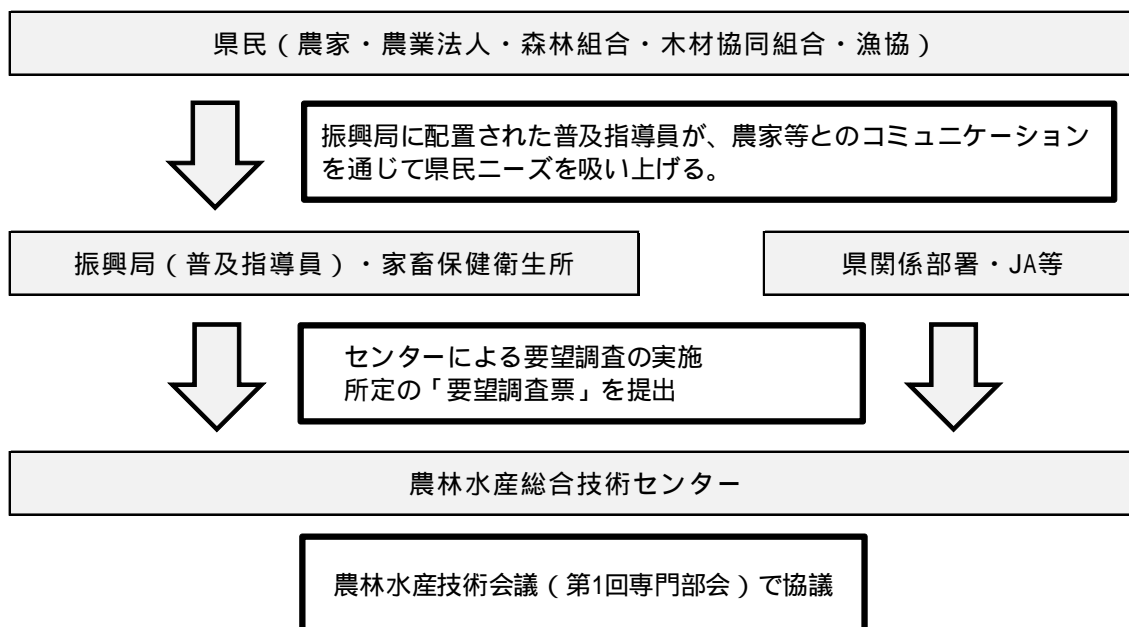
#### (1) 概要

県民の試験研究に関するニーズの把握にあたっては、各振興局に配置された普及指導員の果たす役割が大きい。普及指導を兼ねながら、農家等と緊密なコミュニケーションをとる中で、必要な情報を吸い上げ、農林水産センターに提供している。

畜産に関しては、専門の普及指導員がおらず、家畜保健衛生所がその役割を担っている。

ニーズ把握の全体の流れは次のとおりである。

次年度の研究テーマの決定にあたっては、4～5月頃に農林水産センターから普及指導員、県関係部署等に対する要望調査が行われ、農林水産センターに対して「要望調査票」が提出される。この「要望調査票」に基づき、7月頃に農林水産技術会議（専門部会）が開催され、研究課題の事前評価が行われる。



#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の結果に添えて提出する意見

上記(1)概要に記載した通り、試験研究に関する県民ニーズを試験研究内容に反映させる仕組みは構築されていると考えられる。しかし、収集した県民ニーズがどのような形で試験研究内容に反映され、その結果、成果の還元がどの程度行われているのか、という一連の流れを把握する仕組みがない。

試験研究機関の役割としては、県民ニーズに対して成果の還元を適切に実施することが求められ、その状況について把握できるような資料を作成し、管理することが求められる。

県民ニーズの把握 試験研究の実施 成果の還元 といった一連の流れについて「進捗管理表」を作成する等して、その状況をモニタリングできる仕組みを構築することが望まれる。

進捗管理表  
イメージ図



収集したニーズ			要望調査票 提出有無	試験研究への 反映有無	試験研究課題	試験研究期間	試験研究実施		フォローアップ状況
日付	担当者	内容					中間評価内容	事後評価内容	
x x	x x	*****	有	有	*****	*****	*****	*****	*****
x x	x x	*****	有	有	*****	*****	*****	*****	
x x	x x	*****	有	有	*****	*****	*****		
x x	x x	*****	無：理由記載	有					
x x	x x	*****	有	無：理由記載					

4. 試験研究の実施及び成果還元に関する評価について

(1) 概要

試験研究の評価の仕組み

農林水産センターでは、試験研究の評価にあたって、事前評価、中間評価の段階で外部評価を導入している。外部評価は、学識経験者及び農林水産業団体等の有識者計6名による試験研究評価委員会によって新規候補課題(事前評価)、継続研究課題(中間評価)を対象として行われている。

また、研究終了後3年程度経過した研究課題について、成果の還元度合いを評価するため、フォローアップレビューを実施している。フォローアップレビューについては、【試験研究成果公表後3年程度、課題分類( )が「普及」とされているもの】の中から、各専門部会で2~3課題程度を評価対象として選定している。

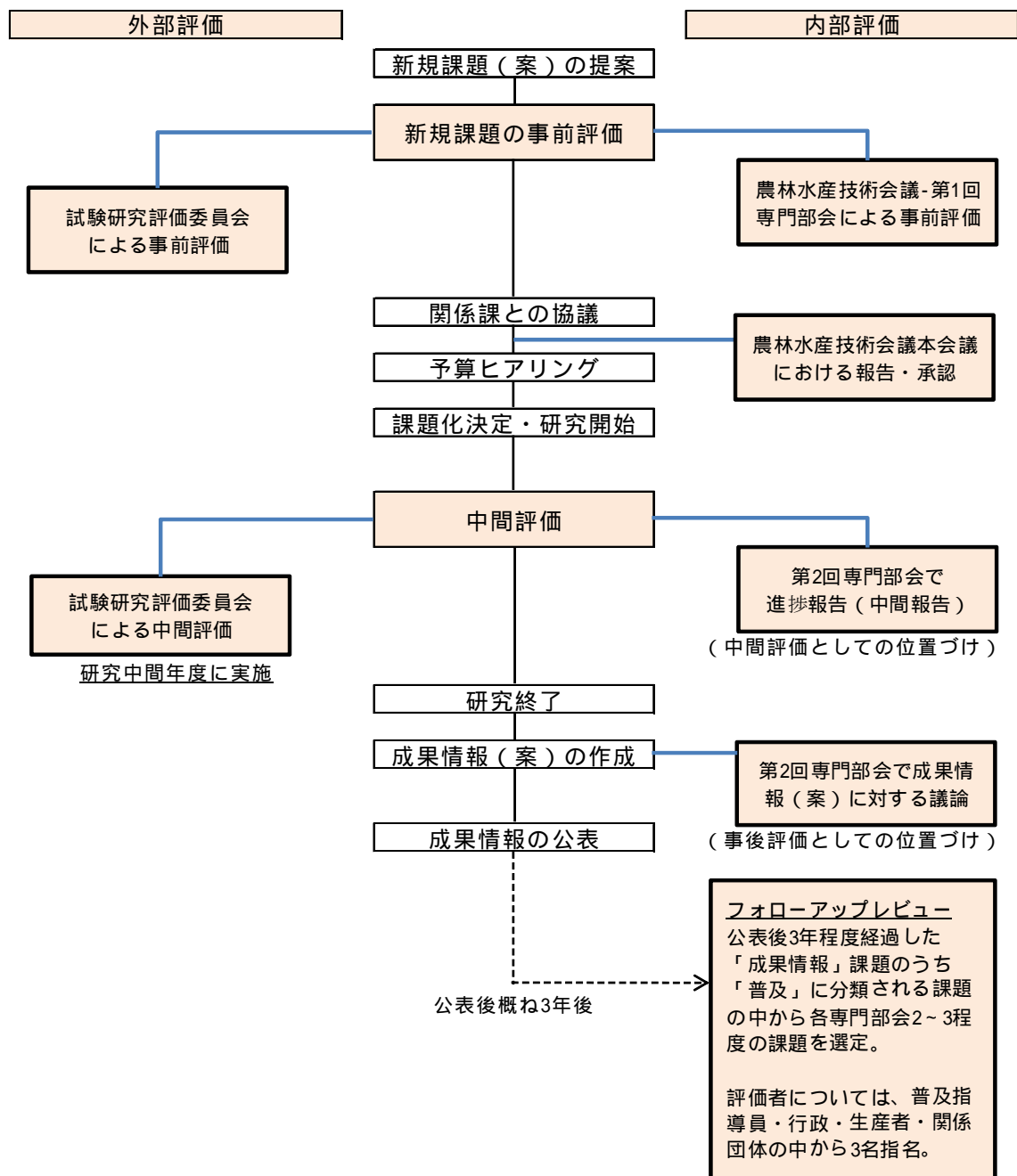
( ) 研究成果情報は、以下のとおり分類される。

普及：普及に移し得る成果

指導：技術指導の参考となる成果

研究：研究及び技術開発に有効な成果

行政：行政施策等に反映し得る成果



### 成果還元(普及指導)の実施方法

主な成果還元の方法は次のとおりである。

- 普及指導年度計画に基づいた普及指導員による普及指導
- 農林水産センターによる成果発表会の開催
- 家畜保健衛生・畜産技術検討会の開催
- 各種刊行物の発行

農家等に対しての普及指導に関しては、普及指導員が配置されている各振興局において、農林水産センターと協議したうえで策定した「普及指導基本計画」に基づき「普及指導年度計画」を策定しており、普及指導員がこれに定められた普及指導を実施している。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の結果に添えて提出する意見

試験研究に関する評価制度の充実について

上記(1)概要に記載したとおり、農林水産センターにおける試験研究の評価の仕組みとしては次のものがある。

	内部	外部
事前評価	農林水産総合技術会議	試験研究評価委員会
中間評価	農林水産総合技術会議	試験研究評価委員会
事後評価	農林水産総合技術会議	-
追跡評価	フォローアップレビュー	-

試験研究機関の最大の目的は、県民への成果の還元であることから、成果の普及状況を評価するフォローアップレビューは、非常に重要な位置づけであると考えられる。さらなる評価体制の充実のためには試験研究成果の全てをフォローアップレビューの対象とすることが望ましいが、実現可能性を考慮したうえで、選定対象を増加させることや、外部評価を導入することについて検討されたい。

また、林業や水産関係の試験研究の場合、成果が顕在化するまでに長期間を要するものがあると考えられる。フォローアップレビューの対象を選定する際には、【試験研究成果公表後3年程度】といったルールに囚われることなく、成果の還元状況を適切に評価すべき時期・対象を選定するよう留意する必要がある。

事後評価についても、現在は内部評価は行われているものの、外部評価の仕組みが構築されていない。試験研究内容・結果が適切なものであったかを客観的に検証し、今後の試験研究に反映させるためには、事後評価についても外部評価を導入することを検討されたい。

試験研究の目標、成果指標の定量化について

試験研究は、その特性から、目標や成果を表現するにあたって、定性的な情報が

占める割合が大きくなる傾向がある。

しかし、試験研究機関がその役割を果たしているのかを評価するためには、実施した試験研究に伴う成果を目に見える形で表すことが重要となる。そのためには、試験研究の成果を数値化することが必要不可欠である。

試験研究の最終的な目的は、県民への成果の還元であり、農林水産センターの場合、農家の生産量や作付面積といった指標に集約されると考えられる。このような指標を見据えたうえで、各試験研究の実施にあたっては可能な限り目標、成果指標を定量化していくことが必要であると考ええる。

#### 試験研究成果の普及努力について

試験研究機関の役割は、試験研究の実施だけではなく、その成果を広く県民に普及することが重要である。各試験場を視察し、ヒアリングを行った中での状況であるが、試験研究には注力している一方で、成果の普及については普及指導員に委ねている等、試験場としての努力が不足していると感じられる試験場が見受けられた。

県の農林水産業のさらなる発展のためには、県内企業とのタイアップによる新商品の開発等、既存のやり方に囚われない普及努力が求められる。

### 5. 経営全般に係る外部評価の導入について

#### 概要

農林水産センターでは、上記4に記載したとおり、個別試験研究の一部について外部評価を実施しているが、経営全般に係る外部評価は導入していない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

農林水産センターは、経営全般に対する評価を適切に実施するために、経営全般に係る外部評価を導入することが望まれる。

経営全般に係る外部評価とは、組織運営の状況を外部から客観的に分析し、改善が必要な事項を発見・指摘する目的で実施される評価である。経営全般に係る外部評価については、工業技術センターにおいて既に導入されており、これを参考にしつつ農林水産センターの実態に応じた制度の構築を行うべきである。



## 6. 県外の試験研究機関との連携について

### (1) 概要

農林水産センターは、県外の試験研究機関（大阪府、京都府、奈良県）との間で「研究連携協定書」を締結しており、各試験研究機関における研究資源の重点化を図っている。しかし、当該協定の対象は農業分野に限られており、その他の林業や畜産業、水産業については、このような研究連携協定は締結されていない。

### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### (3) 監査の結果に添えて提出する意見

県外の試験研究機関との連携に関して、林業や畜産業、水産業については、それぞれの地域特性に応じた産業の成り立ちの違いが強く、連携できる範囲は限られているかもしれないが、汎用的な技術開発等（病害虫・鳥獣の防除や、林業による温暖化防止対策等）に関しては連携の余地があると考えます。

効果的・効率的な試験研究の実現のために、県外試験研究機関との連携強化について検討されたい。

## 7. 収入事務について

### (1) 現金収入管理について【畜産試験場】

#### 概要

畜産試験場は、家畜の販売を実施しているため、他の試験場に比べて現金取扱い高が大きくなっている。家畜の販売は、1件当たり数十万円と高額であり、平成22年度における家畜の販売収入は11,122千円となっている。

販売代金については、現金で収受しており、担当者が現金と引き換えに、財務会計システムから作成される領収証書を発行している。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

畜産試験場では、現金取扱い高が大きいため、現金取扱いに関する事故を防止するためのチェック体制を強化する必要があると考えられるが、現金管理方法は他の試験場と特段の違いは見受けられない。

現金収受方法を振り込みに変更することや、現金受領は必ず複数名で実施する旨をルール化する等の工夫が必要であると考えます。

## (2) 領収証書の管理について【暖地園芸センター、養鶏研究所】

### 概要

農林水産総合技術センターで計上する収入には、現金、証紙又は振り込みで収受するものがある。現金を取り扱う試験場において、現金受領時に発行する領収証書の控えについてはファイリングがなされているが、書き損じ等により未使用となったものについては廃棄、又は別途保管しているケースが見受けられた。

### 監査の結果

「和歌山県財務規則の運用について（依命通達）」第28条5項によると、「領収証書帳の領収証書の用紙又は公印を押印若しくは現金収納システムで付番されたシステム領収証書の用紙を損傷したときは、当該用紙に「書損」等その旨を記載し、そのまま保存しなければならない。」と規定されている。

暖地園芸センターでは、書き損じ領収証書は廃棄されているため、上記の通達に準拠していない。また、養鶏研究所では、廃棄せずに別途保管しているが、連番での保管ではないため、網羅性の判断が容易でない状況である。事故を未然に防止するために、書き損じ等により未使用となった領収証書についても保存し、発行済み領収書の控えとともに連番で管理する必要がある。

### 監査の結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

## (3) 受託研究契約の精算における過少請求について【水産試験場】

### 概要

平成22年度における受託研究の中で、委託者に対する受託研究費の過少請求となっているものがあった。

委託契約書によると、委託費の支払に関しては、「9,499,999円を超えない範囲内で支払うものとする。」という上限の定めがあるのみで、費目間の流用については特に定められていない。

水産試験場では、費目間の流用を行わないものとして、以下のとおり受託研究費の請求を行った結果、本来受け取ることができる金額に比べて過少請求となっている。

【実際の処理】  
(精算書より抜粋)

= 契約額

区分	精算額	予算額	差額
調査費	7,469,949	7,469,949	0
再委託費	1,757,417	2,030,050	272,633
計	9,227,366	9,499,999	272,633

差額272千円を返還している。

調査費実績は7,486,205円であったが、差額が僅少であること及び事務処理が煩雑であることから、予算額である7,469,949円で請求している。

本来は...以下の通り

【あるべき処理】

= 契約額

区分	精算額	予算額	差額
調査費	7,486,205	7,469,949	-16,256
再委託費	1,757,417	2,030,050	272,633
計	9,243,622	9,499,999	256,377

本来は256千円の返還でよい。

### 監査の結果

水産試験場の説明によると、金額が僅少であること、及び事務処理が煩雑になることから費目間の流用は行わずに、受託研究費の請求を行ったとのことであった。影響額は16千円と確かに僅少ではあるが、契約書に基づいた正確な請求を実施すべきであったと考える。

今後は、正確な金額での請求を実施すべきである。

監査の結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

## 8. 支出事務について

### (1) 委託料等の履行確認について【共通】

#### 概要

消耗品については、発注したとおりに適切に納品されたことの確認に関して、県会計管理者及び県総務部長から出された「物品調達、旅費支出及び賃金支出の適正執行について（通知）」において、「消耗品の納品の検査については、複数の職員により行うこととし、その納品検査を行う職員は、物品調達伺書を起案した職員以外の職員でなければならないものとする。」と定められている。この通知に基づいて、消耗品の納品検査は、物品調達伺書を起案した職員以外の者が行っている。

一方、農林水産センターの設備機器の保守管理や建物の維持管理に要する委託料等については、特段の規定はなく、決裁文書又は支出負担行為票を起案した職員が自ら履行確認を行っているケースが見受けられた。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

委託料に係る役務提供の履行確認については、物品とは異なり現物を確認することができないため、客観性が担保されにくい。委託契約等に基づき適切に役務提供が行われたことを確認するために、起案者以外の者による履行確認の実施について規定を設け、運用すべきである。

## 9. 資産管理について

### (1) 毒劇物等の管理について【共通】

#### 概要

薬品は、各試験場で保有されており、毒劇物を含む薬品の管理方法に関しては、農林水産センターにおいて特に規定している管理要領等はない。（ここで述べる毒劇物とは、毒物及び劇物取締法第2条第1項及び第2項に定められている毒物及び劇物である。）農林水産センターでは、一部の試験場では毒劇物を含む薬品は受払簿で管理されているが、一般試薬については受払簿での管理を行っていない試験場もある。また、毒劇物について、受払簿は作成されているが、受払状況等が重量単位で記載されておらず包装単位で記載されている試験場があった。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

監査の結果に添えて提出する意見

）毒劇物の重量管理について

「毒物及び劇物取締法」第 11 条によると、「毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」と規定されている。また、厚労省は、「毒物又は劇物の盗難・紛失防止対策及び流出・漏洩等の事故防止対策の徹底について」という平成 15 年 4 月 4 日付けの各都道府県あて化学物質安全対策室長通知で、「貯蔵、陳列等されている毒物劇物の在庫量の定期点検及び毒物劇物の種類等に応じたの使用量の把握を行うこと」としているため、毒物及び劇物は盗難・紛失等のリスクを回避するためには、重量単位で受払状況及び残高を記録することが必要であると考ええる。

）毒劇物の受払簿の様式について

一部の試験場では受払簿を備えているものの、受払簿の使用記録を記載する項目の記載方法が分かりづらく、また、毒劇物であることの記載が漏れている等が見受けられたため、受払簿の様式の見直し及び受払簿を漏れなく記載することが必要であると考ええる。

）毒劇物の保管方法について

試験場によっては、監査訪問時において、毒物等が一般試薬と同じ場所に保管されている、納品時のダンボールに入ったままの状態で見られている、使用見込みのない毒物等が使用中のものと同じ場所で保管されているといった状況が見受けられた。薬品の保管方法や棚卸方法も含めて適切に管理するために、毒劇物の管理要領等の策定が必要であると考ええる。

）一般試薬の管理について

その他の一般試薬についても毒劇物と同様に管理規則等は定められていないが、一般試薬も毒劇物と同様に重要な財産であると考えられる。したがって、棚卸方法等を定めた管理規則等を策定することが必要であると考ええる。

## ( 2 ) 物品の現物確認の実施について【共通】

概要

物品は、備品、消耗品、原材料、生産品、不用品、占用品に区分される（和歌山県財務規則第 125 条）。また、物品のうち 1 百万円を超えるものは「重要物品」とされる。

物品については台帳を整備しており（和歌山県財務規則第 136 条、和歌山県物品管理等事務規程第 49 条）年度末には、受払状況と現在高が記載されている「財産

現況報告書」(重要物品のみ記載)及び「物品現在高報告書」(その他の物品のみ記載)を作成し、知事へ報告している(和歌山県財務規則第132条、和歌山県物品管理等事務規程第50条及び52条)。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

重要物品及びその他の物品のいずれも、上記の規程で要求されている報告書は作成されており、担当者へのヒアリングによると現物確認も実施しているとのことであった。しかしながら、現物確認の実施に使用した報告書等にはあるべき残高と実数との一致を示す証跡等が残っていないため、適切に現物確認が実施されたのかどうかについて、第三者による検証ができない。現物確認が適切な手順に従って実施されることを確保するために、現物確認の手続書を作成し、これに基づいて現物確認を実施することが必要であると考えます。

### (3) 試験研究機器の稼働状況の把握について【共通】

#### 概要

各試験場では、試験研究機器の使用実績を記載する使用簿が作成されていない、もしくは使用簿の記載が一部の重要物品に限定されているという状況にある。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

試験研究機器については、その稼働状況を把握し、使用見込みのないものについては廃棄等の意思決定、また、使用頻度の少ないものについては、有効な活用を促すことが必要だと考えられる。有効な活用とは、他の試験研究機関との共同利用、県民への利用開放、中小企業等からの依頼試験の件数拡大等が考えられるが、そのためには、稼働状況の把握とそれに基づく判断及び情報提供が必要である。

上記の稼働状況の把握とそれに基づく判断及び情報提供を可能とするためには、試験研究機器ごとに使用簿を作成することを規定化・運用することが望まれる。その際には、使用月日や使用者及び用途等の項目を設けて記載することが必要である。

### (4) 物品管理システムにおける品目設定について【共通】

#### 概要

重要物品以外のその他の物品については、物品現在高報告書を作成している（和歌山県物品管理等事務規程第 52 条）。当該報告書を査閲したところ、「その他」としてまとめて記載され内容が把握できない物品が見受けられた。

物品現在高報告書に「その他」の項目が記載される経緯について質問したところ、システム上、通常は購入時に物品コードを選択する仕組みになっているが、物品コードが設定されていない物品（例えば、特定の試験場でしか購入しない物品、汎用品であっても購入実績の少ない物品等）については、適当なコードが設定されておらず、全て「その他」のコードを選択するため、まとめて記載されてしまうとのことであった。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

「その他」の項目にまとめて登録されると、システム上では個々の物品の内容を確認することができないため、適切に物品の現物確認が実施されない可能性が生じる。

現状のシステムにおいても、登録可能なコード数が増加されており、また過去に登録したコードを修正することが可能であることから、個々の物品ごとに適当な項目名で登録を行うことが必要であると考えます。

### （ 5 ）家畜頭数管理について【畜産試験場】

#### 概要

畜産試験場では家畜頭数について、手書きの物品出納簿及び物品管理システムによって管理している。物品管理システムとは別に、手書きの物品出納簿を作成して管理を行っている理由としては、個体管理のため販売金額を含めた詳細な管理簿が必要とされる、とのことであった。

#### 監査の結果

平成 22 年度末時点における手書きの物品出納簿と物品管理システム上の台帳の整合性を確認したところ、牛頭数に 3 頭の乖離が生じていた。両者の不整合については、畜産試験場の説明によると、手書きの物品出納簿の数値が正しく、物品管理システムへの入力漏れがあったことが原因であるとのことであった。年度末における県への報告にあたっては、物品管理システム上の数量が報告されるため、県に対して誤った報告が行われていたことになる。

今後、同様の事象が発生することを防止するため、物品管理システムへの入力に

あたっての上席者によるチェックの実施、定期的な手書きの物品出納簿との照合の実施が必要である。

監査の結果に添えて提出する意見  
特に記載すべき事項はない。

(6) 調査船の保有方法について【水産試験場】

概要

水産試験場では、調査船「きのくに」(取得金額：604 百万円)を保有しているが、毎年度多額のメンテナンス費用が発生している。

平成22年度以降、6年間のメンテナンス費用の見込み

年度	検査名目等	金額(千円)	検査内容等
平成22年度 (実績)	本検査	36,110	・海運局の法定検査 ・機関部品の検査、交換等 ・甲板施設検査
平成23年度	ペンドック	3,120	船底の付着物を落としペンキを塗る
平成24年度	ペンドック	3,100	
平成25年度	中間検査	20,200	・海運局の法定検査 ・機関部品の検査、交換等 ・甲板施設検査
平成26年度	ペンドック	310	
平成27年度	本検査	36,110	

監査の結果  
特に記載すべき事項はない。

監査の結果に添えて提出する意見  
調査船の運航報告書によると、平成22年度における運航実績は75日であり、調査船を利用していない日数は相当あると思われる。

調査船の更新時期を見据えて、県が独自所有することの必要性を検討し、場合によっては広域連合で調査船を共有する等、効率的・経済的な調査船の保有方法につ



いて検討されたい。

#### (7) 切手の保有量について【暖地園芸センター、養鶏研究所】

##### 概要

各試験場において切手を保有しており、台帳による受払管理を行っている。一部の試験場（暖地園芸センター、養鶏研究所）において、年間使用総数を上回るほどの多額の切手を保有しているケースが見受けられた。

（参考：平成 23 年 3 月末時点 切手保有額）

暖地園芸センター：132,940 円

養鶏研究所：82,790 円

##### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

##### 監査の結果に添えて提出する意見

切手の保有金額が多額となっている原因は、購入回数を減らすために、一度で大量の切手を購入していることによるものであるが、換金性の高い性質上、試験場において多額の切手を保有している現状は好ましくない。

複数回に分けて購入することの事務負担と、多額の切手を保有することのリスクを比較衡量したうえで、計画的な購入を行い、必要最低限の在庫量を維持していくことが必要であると考えます。

#### (8) 暖地園芸センターにおける試薬の管理について【暖地園芸センター】

##### 概要

暖地園芸センターにおいては、平成 16 年度にうめ研究所が一試験場として独立するまでは、うめに関する試験研究が実施されていた。うめ研究所が独立する際に、必要な試薬等はうめ研究所に移管されたが、不要と判断された試薬については、現在もまだ暖地園芸センターにて使用されないまま保管されている。

##### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

##### 監査の結果に添えて提出する意見

棚卸の実施による職員の負担や、他試薬の保管スペースの確保の観点から、再度使用可能性を検討したうえで、不要な試薬については処分の方法について検討すべきである。

## 【2】工業技術センター

### 1. 中期経営計画に係る数値目標の設定について

#### 概要

県は、工業技術センターの中期経営計画として和歌山県工業技術センター第二期中期経営計画（平成22年度～26年度）を策定しており、その構成は次のとおりである。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>）平成16年度～20年度における業務内容の分析と問題点の抽出</li><li>）過去の問題点に対応した今回の中期計画での具体的な取り組み</li><li>）今後の予算推移の見込み</li></ul> |
|---|

このうち ）については、過去の研究実施件数などの具体的な数値を挙げて定量的な分析を実施している。また、 ）についても、収入や支出の各項目に区分して具体的な金額を挙げている。

これに対して、 ）については数値目標が掲げられておらず、定性的な目標のみが記載されている。

また、中期経営計画の具体的な実施を決定する年度計画についても、具体的な取り組み内容は設定されているが、数値目標は設定されていない。なお、年度計画とは別に、各年度において中期経営計画に基づき数値目標を盛り込んだ実行計画を策定している。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

中期経営計画における数値目標の設定により、目標の明確化、客観的な実績評価が可能になると考える。次期以降の中期経営計画の策定にあたっては、可能な限り数値目標を設定することを検討すべきである。

また、各年度においても、中期経営計画の数値目標をブレイクダウンした形で数値目標を設定し、中期経営計画の目標達成に資する実践的な年度計画を策定することが必要であると考えます。

### 2. 中期経営計画に対する外部評価の充実について

#### 概要

工業技術センターで実施している経営全般に係る外部評価のサイクルについては、「和歌山県工業技術センター外部評価委員会設置要綱」で次のとおり規定されている。

中期経営計画（平成 22 年度から平成 26 年度まで）の初年度及び最終年度に実施する。なお、場合により中間年度においても実施する。

工業技術センターでは、中期計画の中間年度である平成 24 年度において外部評価を実施するための準備を進めているところである。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

中期経営計画の期間は 5 年間と長く、計画期間中も年次で外部評価を実施しなければ、早期に修正すべき事項が長期間放置された状態が継続するおそれがある。

客観的な評価による経営の有効性・効率性の確保のために、中間年度だけでなく、年次の外部評価を実施することを検討されたい。

### 3 . 技術相談・技術指導の記録について

#### 概要

技術相談業務は、電話もしくは来所により、県内企業等から技術相談の問い合わせを受け、その対応をする業務である。

問い合わせ内容に応じて、各担当者に業務が割り当てられ、担当者県内企業等との間で相談内容が検討される。内容によっては、受託研究に発展するものもあるが、担当者県内企業等との間での相談で完結するものや、機器の貸付け及び受託試験で完結するものが大半を占める。

電話での技術相談については、電話交換手が技術相談件数を管理簿に記録している。具体的な相談内容は各担当者が管理しており、内容を記録するかどうかは担当者の裁量に委ねられている。

来所による技術相談についても、件数は記録しているが、相談内容を記録するかどうかは担当者の裁量に委ねられている。

なお、技術相談の内容を記録するためのフォーマットは所内の共有サーバに設けられている。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

技術相談の内容には、企業ニーズの把握に有用な情報が含まれていると考えられ

る。多くの情報を収集し、これに対して適切な分析を実施することで、県内企業の発展につながる研究の立案・採択が可能となり、より効果的な予算の執行につながることを期待される。

重要な情報資源である技術相談の内容は、適切に記録すべきことをルール化し、県内企業等のニーズの把握に活用すべきである。

#### 4．研究テーマに関する外部評価について

##### 概要

工業技術センターの個別研究テーマについては、年次で内部評価が実施される。

個別研究テーマに関する外部評価は実施されていないが、内部評価の実施状況は、経営全般に対する外部評価の過程で検討し、その客観性を担保しているとのことである。

##### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

##### 監査の結果に添えて提出する意見

工業技術センターの個別研究テーマに関する内部評価について、経営全般に対する外部評価のみでは、内部評価の詳細な内容までは検討されず、個別研究テーマに対して十分な検討・評価が行われない可能性がある。

たしかに、個別研究の内容は専門性が高く、その範囲も広範囲に及ぶことから、研究内容に対して詳細な検証・評価を行うことは困難と考えられる。しかし、個別研究の計画及び成果が、中期経営計画で掲げた工業技術センターが果たすべき目標を達成することに寄与するかどうかについて、センター外部者による評価を受けることは可能であると考えます。

以上を踏まえ、研究成果について外部評価を行うにあたっては、中期経営計画に掲げた目標が達成できているか検証する仕組みを検討されたい。

## 5. 運営会議議事概要の取扱いについて

### 概要

運営会議は、所長、副所長及び各部長を中心として開催され、工業技術センターの重要事項に係る方針決定を行う会議である。運営会議における協議内容については、議事概要として書面化されているが、押印等はなく、正式な資料かどうかといった資料の位置づけが不明確となっている。

### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### 監査の結果に添えて提出する意見

運営会議は、工業技術センターの重要事項に係る方針を決めるため、県民に与える影響が大きい会議体である。当該会議体において、実質的な意思決定が行われているため、当該議事概要については、正式な資料としての位置づけを明確にしておく必要があると考える。議事概要に責任者による押印を残すことにより、運営会議での協議結果を取りまとめた正式な資料であることを明らかにしておくことを検討されたい。

## 6. 条件付採択の条件解除に係る決裁について

### 概要

試験研究テーマの決定にあたっては、担当者が作成した「研究テーマ提案書」に基づき運営会議での審議を受け、採択の可否が決定される。この際、一定の条件を満たせば採択する、という「条件付採択」という判断が行われるケースがあり、条件を満たしたかどうかの判断は企画総務部において行われる。

一方、工業技術センターの意思決定権限は原則として知事が持つが、次のとおり、その権限の一部を所長に委任することが規定されている。

( 地方機関事務決裁規程 - 第 2 条第 1 号 )

決裁とは、知事の権限に属する事務又は知事から委任を受けた者の権限に属する事務について最終的に意思を決定することをいう。

( 同規程 - 第 3 条 )

地方機関の長は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる事項について、その所掌する事務を専決することができる。( )

( ) 別表第 1 及び別表第 2 に、工業技術センター所長の決裁項目が個別列挙されており、「条件付採択」の条件解除についても所長決裁が必要とされる。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

上記の概要に記載したとおり、「条件付採択」の条件解除を行うためには、所長による決裁が必要とされている。工業技術センターにおいては、条件解除の際に、企画総務部担当者が所長に対して報告を行い、条件解除について口頭で承認を受けているため、決裁の事実が文書としては保管されていない状況にある。「条件付採択」の条件解除について適切な決裁を受けていることを明確にしておくため、「条件内容、条件をクリアした旨、その理由」を文書化し、決裁文書として残しておく必要があると考える。

### 7. 試験研究成果の追跡評価について

#### 概要

研究業務は、その実施結果が県内企業の振興に貢献するまでに、長期間を要することが一般的である。そのため、研究業務の成果を把握するためには、長期的な継続調査を実施することが必要である。

この点について、工業技術センターでは、研究の成果報告を提出して内部評価するまでの業務の枠組みは設けているが、その後の追跡評価については枠組みを設けていない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

研究の実施結果が県内企業の発展に貢献しているかを、長期継続的に追跡評価することは、新しい企業ニーズの把握や、実施した研究の課題・問題点を発見し、将来の研究業務に有用な情報資源をもたらすと考えられる。

そのために例えば、企業ニーズとそれに基づき実施した研究の過程及び結果を一つの表にまとめ、これに追跡評価の状況を記録するための欄を追加した追跡評価用のフォーマットを作成し、このフォーマットに評価した結果を継続的に記録するなど、研究実施後の長期継続的な追跡評価を行うための仕組みを設け、その運用を図ることを検討すべきと考える。

## 8. 収入事務について

### (1) 現金收受時に発行する領収証書の管理について

#### 概要

工業技術センターで計上する諸収入のうち、機器貸付にかかる収入については現金で收受している。機器貸付についての過去3ヵ年の貸付時間及び金額は次のとおりである。

#### < 機器貸付の3ヵ年の貸付時間及び金額の推移 >

	(金額：千円)		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
時間	530	719	859
金額	1,069	1,121	1,190

現金受領時に、利用者へ領収証書を発行し、当該領収証書の控えについてはファイリングがなされている。また、書き損じ等により未使用となったものについては別途ファイリングを行っている。

#### 監査の結果

平成22年度において、書き損じ等により未使用となった領収証書を確認したところ、一部について保存されず廃棄されているものがあった。

「和歌山県財務規則の運用について(依命通達)」第28条5項においても、「領収証書帳の領収証書の用紙又は公印を押印若しくは現金収納システムで付番されたシステム領収証書の用紙を損傷したときは、当該用紙に「書損」等その旨を記載し、そのまま保存しなければならない。」と規定されており、結果として当該通達に準拠していない状況である。

現金収受に伴う事故を未然に防止するために、書き損じ等により未使用となった領収証書についても保存し、また、未使用となったものを含めた全ての領収証書(控え)が保存されていることを確認できるよう、発行済み領収書の控えとともにファイリングを行い、連番管理を行う必要がある。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

特に記載すべき事項はない。

## ( 2 ) 証紙の管理について

### 概要

工業技術センターで計上する収入には、現金、証紙又は振込で収受するものがあり、試験分析等の手数料である手数料収入については、証紙で収受している。

証紙の販売に係る受払については、証紙規則第 13 条において「証紙受払月計表を備え、証紙の受払の状況を登記しなければならない」と規定されている。担当者へのヒアリングによると、毎月末に、証紙管理システムから証紙受払月計表を出力し、システム上の残高と実際残高との整合性を確認しているとのことであった。当該証紙受払月計表を閲覧したところ、システム上の残高と実際残高の整合性をチェックした際の証跡が残されておらず、適切に現物確認が行われたかどうかについて客観的に確認できない状況であった。

### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### 監査の結果に添えて提出する意見

適切に証紙管理が実施されていることを、客観的に確かめることができるように、証紙受払月計表のチェック時には、当該月計表に担当者及び承認者のチェック証跡を残すことが望まれる。



### (3) 受託研究費の積算方法について

#### 概要

受託研究については、「和歌山県工業技術センター受託研究規則」の中で、事務手続等が具体的に定められている。受託研究の過去3ヵ年の件数及び金額は次のとおりである。

#### < 受託研究の過去3ヵ年の件数及び金額 >

	(金額：千円)		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
件数	22	16	26
金額	6,140	6,527	6,195

受託研究費の積算に関しては、積算の内訳が算定様式に記載されており、人件費、光熱水費、設備使用料、消耗品費及び出張旅費の項目は設けられているが、受託研究で使用する試験研究機器の減価償却費は含まれていない。一方で、試験分析等の手数料及び機器貸付の料金には、試験研究機器の減価償却費は含まれている。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

受託研究費の積算の内訳に、受託研究で使用する試験研究機器の減価償却費が含まれておらず、受益者が相当の負担を支払うことなく、試験研究機器を使用することによる成果を享受しており、受益者負担の観点から問題があると考えられる。そのため、試験分析等の手数料等と同様に、受託研究で使用する試験研究機器の減価償却費についても、その一定割合を積算に含めることを検討されたい。

## 9. 資産管理について

### (1) 毒劇物等の管理について

#### 概要

毒劇物を含む薬品の管理方法に関しては、県の管理規則等は定められていないが、工業技術センターでは毒劇物について「和歌山県工業技術センター毒物及び劇物保管管理要領」を定めて管理を行っている。(ここで述べる毒劇物とは、毒物及び劇物取締法第2条第1項及び第2項に定められている毒物及び劇物である。)

当該要領第3条において、「毒劇物についてはセンター内への搬入時にその量を記録するとともに、その後、使用ごとに保管量を毒劇物管理台帳に記録すること」また、「毎月定期的に保管量を確認し記録すること」と定められている。毒劇物等

の管理状況を調査したところ、毒劇物は一般試薬とは別に管理台帳を設けて受払状況を記録しており、記載項目には、受入量、払出量、残量等が設けられていた。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

##### ) 毒劇物の保管庫の施錠について

工業技術センターでは、毒劇物の保管庫は使用の都度施錠するのではなく、業務の終了時に施錠している。ここで、「毒物及び劇物取締法」第 11 条によると、「毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」と定められている。したがって、毒劇物の保管庫は、盗難等を防止するために使用時以外は施錠しておくことが必要であると考ええる。

##### ) 劇物の重量管理について

毒物については重量単位で払出量等を記録するが、劇物については重量単位で記録は行っていない。劇物も毒物と同様に盗難・紛失等のリスクがある以上、重量単位で受払状況及び残高を記録することが必要であると考ええる。

##### ) 一般試薬の管理について

その他の一般試薬についても毒劇物と同様に管理規則等は定められていないが、一般試薬も毒劇物と同様に重要な財産であると考えられるため、棚卸方法等を定めた管理規則等を策定することが必要であると考ええる。

## ( 2 ) 物品の現物確認の実施について

### 概要

物品は、備品、消耗品、原材料、生産品、不用品、占用品に区分される（和歌山県財務規則第 125 条）。また、物品のうち 1 百万円を超えるものは「重要物品」とされる。

物品については台帳を整備しており（和歌山県財務規則第 136 条、和歌山県物品管理等事務規程第 49 条）年度末には、受払状況と現在高が記載されている「財産現況報告書」（重要物品のみ記載）及び「物品現在高報告書」（その他の物品のみ記載）を作成し、知事へ報告している（和歌山県財務規則第 132 条、和歌山県物品管理等事務規程第 50 条及び 52 条）。

平成 23 年度 3 月末時点における重要物品の状況は次のとおりである。

数量	購入価格（千円）
337	3,291,184

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

重要物品及びその他の物品のいずれも、上記の規程で要求されている報告書は作成・報告されているものの、担当者へのヒアリングによると、重要物品については現物確認を実施しているものの、その他の物品については現物確認を実施していないとのことであった。

当該報告書には、実際の残高が正確に記載されている必要があると考えられるため、その他の物品についても現物確認を行い、当該調査に基づいた正確な残高を記載すべきである。なお、現物確認が適切な手順に従って実施されることを確保するために、現物確認の手続書を作成し、これに基づいて現物確認を実施することが必要であると考えられる。また、現物確認を実施する際には、実施した証跡を残しておくことが必要である。

### (3) 試験研究機器の稼働状況の把握について

#### 概要

工業技術センターでは、試験研究機器の使用実績を記載する使用簿が作成されており、使用時に担当者が各項目に記載することとなっている。項目は、試験研究機器の使用方法の違いにより若干の違いはあるが、使用月日、使用者、使用時間、試料名等は概ね共通して設けられている項目である。

使用簿を閲覧したところ、稼働率が低いものが見受けられたが、これは、このような試験研究機器は主に特定の研究目的で購入したものであり、当該研究以外での用途が少ない、もしくは補助金要綱や委託契約により用途が制限されているためである。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

試験研究機器については、その稼働状況を把握し、使用見込みのないものについては廃棄等の意思決定、また、使用頻度の少ないものについては、有効な活用を促すことが必要だと考えられる。有効な活用とは、他の試験研究機関との共同利用、

県民への利用開放、中小企業等からの依頼試験の件数拡大等が考えられるが、そのためには、稼働状況の把握とそれに基づく判断及び情報提供が必要である。

上記の稼働状況の把握とそれに基づく判断及び情報提供を可能とするためには、試験研究機器ごとに使用簿を作成することを規定化・運用することが望まれる。その際には、使用月日や使用者及び用途等の項目を設けて記載することが必要である。

なお、複数の使用簿を閲覧したところ、使用時間や試料名等が記載されていない箇所が複数見受けられた。試験研究機器の稼働状況を適切に把握するために、使用簿の項目はもれなく正確に記載すべきである。

## 10 . WINTEC システムの有効活用について

### 概要

工業技術センターでは、県の財務システムとは別に、独自に開発・運用している業務システム（以下、「WINTEC システム」という）を利用しており、その利用目的は、主に次のとおりである。

- ・ 消耗品及び旅費等に関する調達事務を容易にすること
- ・ 個別課題別に消耗品及び旅費等の執行管理を行うこと

工業技術センターでは、決算時に、WINTEC システムの数値（消耗品費、旅費、備品購入費）と県の財務会計システムの数値との照合作業を行っている。この際、財務会計システムには入力されているが、WINTEC システムに入力されていない費目（例えば工業技術センター内の政策調整課で執行管理を行っている消耗品の購入等）があるため、当該費目を調整して、両者の整合性を確認している。

### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

### 監査の結果に添えて提出する意見

工業技術センターで利用している WINTEC システムは、財務会計システムでは不可能である個別課題別の予算執行管理を行うための有効なツールになりうると考える。しかし、現在の運用方法を見る限りは、一部の費目については WINTEC システムに入力されていないため、個別課題別の予算執行管理としては不十分な点があると考えられるとともに、決算時には財務会計システムとの調整にあたって一定の時間を要することとなっている。

個別課題別に入力することができる費目については、その全ての取引内容を WINTEC システムに入力することにより、個別課題別の予算執行管理が可能になる。

また全ての取引内容を入力することにより、財務会計システムとの照合作業にあたっては、特段の調整が不要となると考えられる。

WINTEC システムが持つ機能を十分に活用できるよう、システムへの入力範囲を拡大することを検討されたい。

### 【3】環境衛生研究センター

#### 1. 経営全般に係る外部評価の導入について

##### 概要

環境衛生研究センターでは、個別の調査・研究テーマに対する外部評価（事後評価）を予算の枠内で実施している一方で、経営全般に係る外部評価は導入していない。

##### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

##### 監査の結果に添えて提出する意見

環境衛生研究センターは、経営全般に対する評価を適切に実施するために、経営全般に係る外部評価を導入することが望まれる。

経営全般に係る外部評価とは、組織運営の状況を外部から客観的に分析し、改善が必要な事項を発見・指摘する目的で実施される評価である。経営全般に係る外部評価については、工業技術センターにおいて既に導入されており、これを参考にしつつ環境衛生研究センターの実態に応じた制度の構築を行うべきである。

#### 2. 収入事務について

##### (1) 証紙の管理について

##### 概要

環境衛生研究センターで計上する収入には、現金、証紙又は振り込みで収受するものがある。検査手数料である手数料収入については、証紙又は現金で収受している。

証紙の販売に係る受払については、証紙規則第13条において「証紙受払月計表を備え、証紙の受払の状況を登記しなければならない」と規定されている。担当者へのヒアリングによると、毎月末に、証紙管理システムから証紙受払月計表を出力し、システム上の残高と実際残高との整合性を確認しているとのことであった。当該証紙受払月計表を閲覧したところ、システム計上残高と実際残高の整合性をチェックした際の証跡が残されておらず、適切に現物確認が行われたかどうかについて客観的に確認できない状況であった。

##### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

適切に証紙管理が実施されていることを客観的に確認するため、証紙受払月計表には、担当者及び承認者のチェック証跡を残すことが望まれる。

### (2) 受託研究費の積算に関する考え方について

#### 概要

受託研究については、「和歌山県環境衛生研究センター受託研究規則」及び「和歌山県環境衛生研究センター受託研究実施要領」の中で、事務手続きが具体的に定められている。

研究の委託を希望する場合は、委託者は受託研究等委託申請書をセンターへ提出し、その後、センター側で申請書の内容に基づいて受託研究費の積算を行う。

受託研究費の積算に関しては、「和歌山県環境衛生研究センター受託研究実施要領」に算定様式が記載されている。当該様式には、積算の内訳として、人件費、光熱水費、設備使用料、消耗品費、出張旅費及びその他の経費の項目が設けられているが、受託研究で使用する試験研究機器の減価償却費は含まれていない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

受託研究費の積算の内訳に、受託研究で使用する試験研究機器の減価償却費が含まれておらず、受益者が相当の負担を支払うことなく、試験研究機器を使用することによる成果を享受しており、受益者負担の観点から問題があると考えられる。そのため、受託研究で使用する試験研究機器の減価償却費についても、その一定割合を積算に含めることを検討されたい。

### 3. 支出事務について

#### (1) 委託料等の履行確認について

##### 概要

消耗品については、発注したとおりに適切に納品されたことの確認に関して、県会計管理者及び県総務部長から出された「物品調達、旅費支出及び賃金支出の適正執行について（通知）」において、「消耗品の納品の検査については、複数の職員により行うこととし、その納品検査を行う職員は、物品調達伺書を起案した職員以外の職員でなければならないものとする。」と定められている。この通知に基づいて、消耗品の納品検査は、物品調達伺書を起案した職員以外の者が行っている。

一方、環境衛生研究センターの設備機器の保守管理や建物の維持管理に要する委託料等については、特段の規定はなく、決裁文書又は支出負担行為票を起案した職員が自ら履行確認を行っているケースが見受けられた。

##### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

##### 監査の結果に添えて提出する意見

委託料に係る役務提供の履行確認については、物品とは異なり現物を確認することができないため、客観性が担保されにくい。委託契約等に基づき適切に役務提供が行われたことを確認するために、起案者以外の者による履行確認の実施について規定を設け、運用すべきである。

### 4. 資産管理について

#### (1) 毒劇物等の管理について

##### 概要

毒劇物を含む薬品の管理方法に関しては、県の管理規則等は定められていないが、環境衛生研究センターでは「毒物及び劇物取扱要綱」を定めて管理を行っている。（ここで述べる毒劇物とは、毒物及び劇物取締法第2条第1項及び第2項に定められている毒物及び劇物である。）

当該要綱第3条において「毒劇物の保管については、受払簿を備えて在庫品目及びその数量を明確にしておかなければならない。」と定められている。毒劇物等の管理状況を調査したところ、毒劇物は一般試薬とは別に管理簿を設けて使用状況を記録しており、記載項目には、払出量、残量等が設けられていた。

##### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。



監査の結果に添えて提出する意見

）毒劇物の受払簿の記録について

毒劇物の受払簿を閲覧したところ、払出量、残量を記載する項目はあるが、受入量を記載する項目が設けられていない。受入量を記載する項目がないために記録が漏れてしまうと、受払簿の残量が実際の残量とは乖離してしまい、正確な残量の把握ができないおそれが生じる。したがって、当該受払簿に受入量を記載できる項目を設ける必要があると考える。

また、頻繁に使用される毒劇物については管理簿の記載状況は良好であるが、あまり使用しないものについては記録漏れが見受けられた。これは、万一盗難・紛失等の事故が発生した場合に、発見が遅れ速やかに善後策を講じることができない状況に陥る可能性がある。したがって、万一盗難・紛失等が発生した場合を考慮すると、全ての毒劇物について受払状況を記録すべきである。

）劇物の重量管理について

毒物については重量単位で払出量等を記録するが、劇物については重量単位での記録は行っていない。劇物も毒物と同様に盗難・紛失等のリスクがある以上、万一盗難・紛失等の事故が発生した場合に、発見が遅れ速やかに善後策を講じることができない状況に陥る可能性がある。したがって、万一盗難・紛失等が発生した場合を考慮すると、重量単位で受払状況及び残高を記録することが必要であると考えられる。

）一般試薬の管理について

その他の一般試薬についても毒劇物と同様に管理規則等は定められていないが、一般試薬も毒劇物と同様に重要な財産であると考えられる。したがって、棚卸方法等を定めた管理規則等を策定することが必要であると考えられる。

## (2) 物品の現物確認の実施について

### 概要

物品は、備品、消耗品、原材料、生産品、不用品、占用品に区分される（和歌山県財務規則第 125 条）。また、物品のうち 1 百万円を超えるものは「重要物品」とされる。

物品については台帳を整備しており（和歌山県財務規則第 136 条、和歌山県物品管理等事務規程第 49 条）年度末には、受払状況と現在高が記載されている「財産現況報告書」（重要物品のみ記載）及び「物品現在高報告書」（その他の物品のみ記載）を作成し、知事へ報告している（和歌山県財務規則第 132 条、和歌山県物品管理等事務規程第 50 条及び 52 条）。

平成 23 年度 3 月末時点における重要物品の状況は次のとおりである。

数量	購入価格（千円）
175	820,605

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

重要物品及びその他の物品のいずれも、上記の規程で要求されている報告書は作成・報告されているものの、担当者へのヒアリングによると、現物確認は毎年実施していないとのことであった。

当該報告書には、実際の残高が正確に記載されている必要があると考えられるため、物品の現物確認を行い、当該調査に基づいた正確な残高を記載するべきである。なお、現物確認が適切な手順に従って実施されることを確保するために、現物確認の方法についてルール化し、これに基づいて現物確認を実施することが必要であるとする。また、現物確認を実施する際には、実施した証跡を残しておくことが必要である。

### (3) 試験研究機器の稼働状況の把握について

#### 概要

環境衛生研究センターでは、試験研究機器の使用実績を記載する使用簿が作成されておらず、試験研究機器の稼働状況について把握できていない。

#### 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

#### 監査の結果に添えて提出する意見

試験研究機器については、その稼働状況を把握し、使用見込みのないものについては廃棄等の意思決定、また、使用頻度の少ないものについては、他の試験研究機関との共同利用、県民への利用開放、中小企業等からの依頼試験の件数拡大等の有効な活用を行うことが必要である。県は「健康危機発生時における近畿 2 府 7 県地方衛生研究所の協力に関する協定書」を平成 18 年 8 月 18 日付けで締結しており、近畿 2 府 7 県において各地方衛生研究所の間で協力を図る体制が整備されている。この協力体制を実効性あるものとするためにも、試験研究機器の稼働状況の把握を行うことが望まれる。

上記の稼働状況の把握とそれに基づく判断及び情報提供を可能とするためには、試験研究機器ごとに、使用月日や使用者及び用途等の項目を記載した使用簿を作成することを規定化・運用することが必要である。

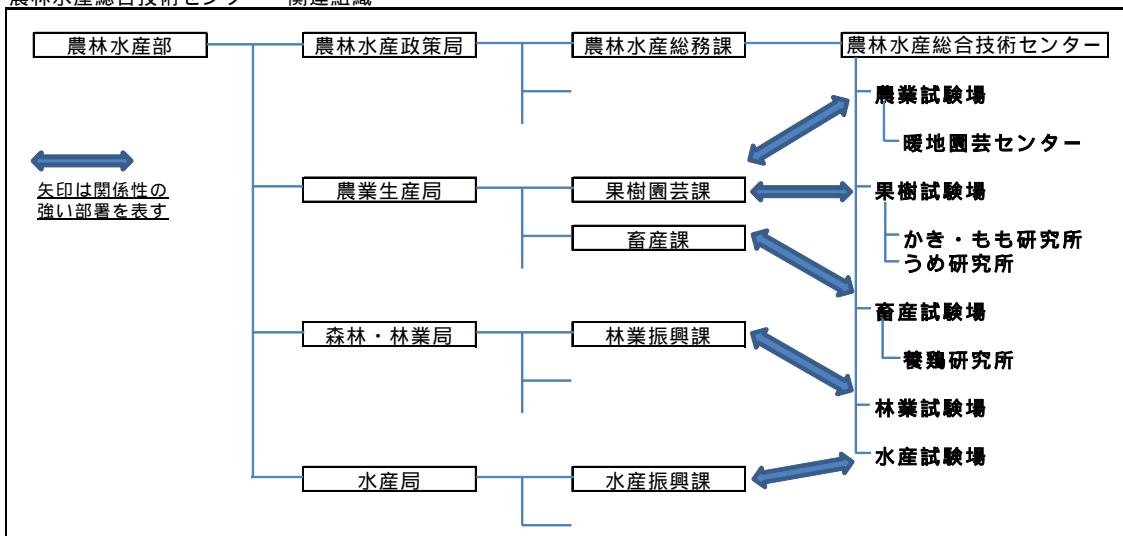
## 【4】試験研究機関の組織について

### 1. 試験研究機関の組織のあり方について

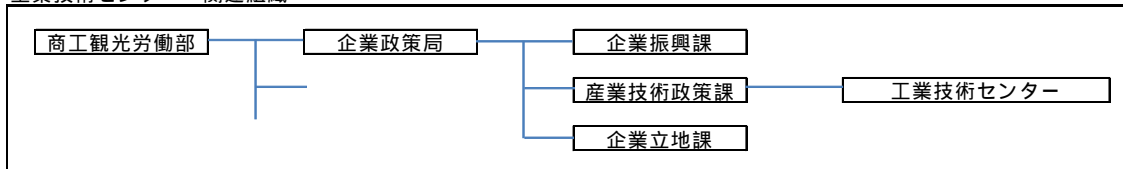
#### (1) 現状の理解

県試験研究機関3センターの関連組織を図示すると次のとおりである。

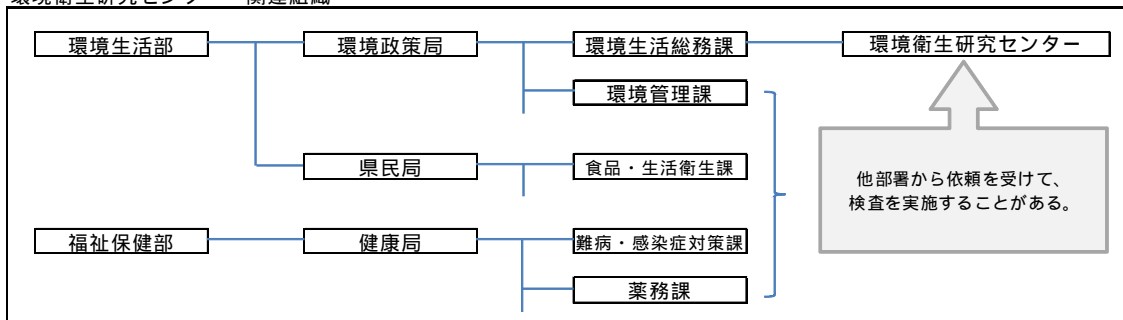
農林水産総合技術センター 関連組織



工業技術センター 関連組織



環境衛生研究センター 関連組織



上記のとおり、それぞれ所管課は異なっており、特に農林水産センターにおいては、所管課以外の多くの関係部署との連携・調整が必要となっている。

#### (2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の結果に添えて提出する意見

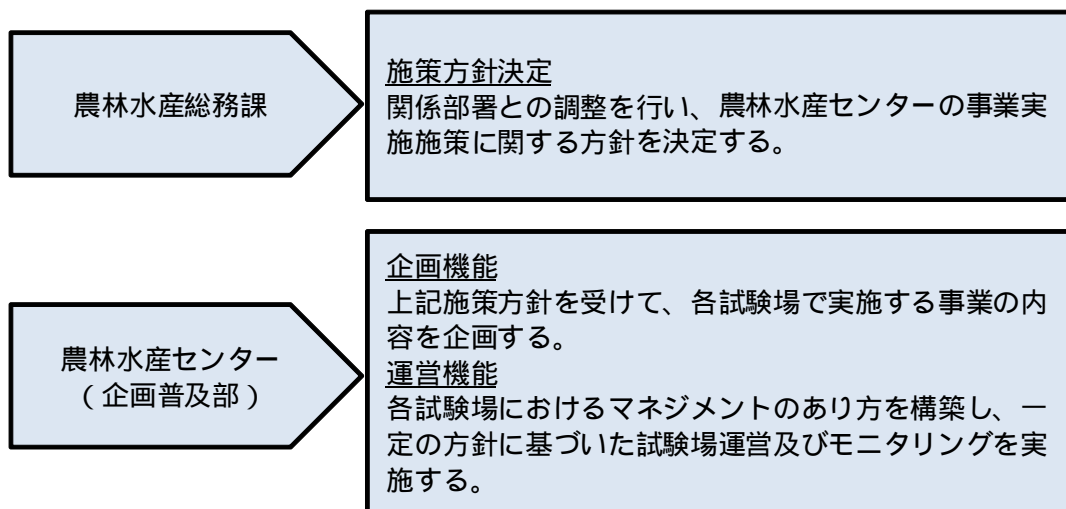
農林水産総合技術センターの組織のあり方について

農林水産センターにおいては、センターの下に5つの試験場、4つの研究所が設置されており、各試験場において、それぞれ独自のマネジメントが行われているため、予算管理方法や薬品の管理方法等が試験場ごとに異なっている。また、平成21年度に県監査委員が実施した行政監査で受けた指摘が研究成果等に関するものであり、農林水産センターが把握すべきであったにもかかわらず、指摘に対する措置の報告内容を十分把握していない等、「各試験場における企画・運営を取りまとめる」という、農林水産センター（企画普及部）が本来果たすべき役割を果たせていない部分があると考えられる。

さらには、果樹園芸課や畜産課等、県庁内の関係部署と連携・調整が必要とされており、指揮命令系統が一元化されていないことにより、各試験場による管理部署、関係部署との情報伝達に係る負担が大きくなっていると思われる。

）現状の組織構造に基づく機能向上

現時点の組織構造を前提とした場合、所管課である農林水産総務課と取りまとめ部署である農林水産センターに求められる役割は次のとおりであると考えられる。



所管課、取りまとめ部署というそれぞれの役割を明確にし、その機能を発揮することにより、効果的かつ効率的な組織運営が可能になると考える。

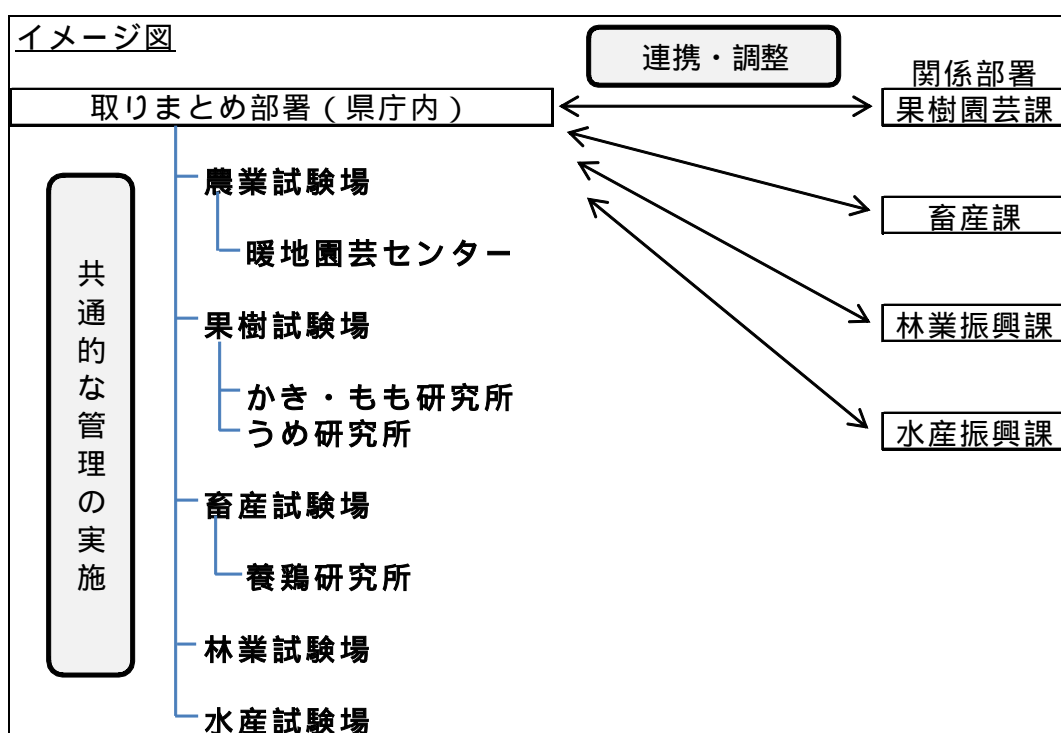
）企画部門の位置づけ

上記 ) では、現状の組織構造を前提とした各部署の役割・機能の向上について述べたところであるが、そもそも両者を区分する必要があるか、という点について

も検討すべきである。

現状では、所管課が県庁舎内の部署であるのに対して、取りまとめ部署は県庁舎外に置かれているため、物理的にも両者は区分されている。しかし、各試験場は県内広域に分散して設置されているため、取りまとめ部署としての企画機能を発揮するうえでは、必ずしも県庁外に取りまとめ部署を設置する必要はないと思われる。

県庁内に、所管課と取りまとめ部署の両機能を有した部署を設置することで、組織上も屋上屋を架しているような状況を改善するとともに、施策方針決定から各試験場を運営するに至る一連の指揮命令系統を一元化し、情報の流れを円滑にすることができると考える。



#### 環境衛生研究センターの組織のあり方について

県組織図において、環境衛生研究センターは環境生活総務課の下に置かれており、環境生活総務課がいわゆる「所管課」とされている。

環境生活総務課と環境衛生研究センターの事務分掌は「和歌山県行政組織規則」において次のとおり規定されている。

環境生活総務課	環境衛生研究センター
環境生活総務課は、環境生活政策の総合調整を行い、良好な環境の創出を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。	環境衛生研究センターは、測定、調査研究、試験検査及び技術指導を行い、保健衛生の向上及び環境保全の確保を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

<p>和歌山県環境衛生研究センターに関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	<p>衛生に関する微生物、食品及び薬品の試験検査並びに保健、疫学及び生活環境に関する調査研究及び試験検査に関すること。</p> <p>大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染及び地盤沈下に関する測定及び調査研究に関すること。</p> <p>廃棄物に関する測定及び調査研究に関すること。</p> <p>環境保全に関する技術指導及び調査研究業務に関すること。</p> <p>感染症情報センターに関すること。</p> <p>上記業務についての技術指導及び研修に関すること。</p> <p>企業等からの依頼に基づく試験研究又は調査に関すること。</p> <p>その他任務の達成に必要なこと。</p>
---	--

このように、「和歌山県行政組織規則」において、環境生活総務課の環境衛生研究センターに関する業務内容は曖昧なものとなっており、環境生活総務課と環境衛生研究センター内の総務管理課との役割分担が不明確になっていると考えられる。

実際の運用としては、日々の検査業務等の管理や、他部署からの検査依頼を含む環境衛生研究センター全体の収支状況の把握は、総務管理課にて行われており、一方、環境生活総務課は、県庁舎内において予算や人事といった全般的な業務における他部署との折衝を担っている。

総務管理課が実施している上記業務についても、「環境生活政策の総合調整を行う」という環境生活総務課の任務を考慮すると、所管課として内容を把握しておく事項であると考えられる。その一方で、環境衛生研究センターで取り扱う業務は、環境、衛生、健康福祉と非常に範囲が広く、環境衛生と健康福祉を取り扱う部署が異なる現在の県組織体制で単独の課がその全てを所管できるものではないとも考えられる。

現状の両者の役割分担のもとで支障なく業務を遂行できていると考えられることから、「和歌山県行政組織規則」上も実態に応じた内容に改め、環境生活総務課と総務管理課との役割を明確にすべきであると考えられる。

県試験研究機関（全体）の組織形態について  
 試験研究機関に課せられた使命は、「県内産業の生産性を向上させるために必要

な技術開発、実用化研究を実施し、その成果を県民（企業、農家等）に対して普及させ、県民生活をさらに向上させること」である。

この使命を適切に果たすためには、適切な戦略と組織の整備が必要不可欠であり、戦略と組織の整備にあたっては、以下の要点を念頭に置くことが求められる。

戦略面	県民ニーズの的確かつ効率的な把握 長期的な視点での予算の確保（外部資金の積極的な獲得を含む）	組織面	ガバナンスの整備 研究体制（設備面・人員面）の向上・維持
マネジメント			
研究結果の評価・普及の適切な実施及びモニタリング			

試験研究機関の組織形態のあり方を検討するにあたっては、上記の項目に留意しながら検討を進める必要がある。また、試験研究機関の運営にあたっては、県として統一されたマネジメント方針に従い、共通的な取扱いが行われることが必要である。

試験研究機関の使命をさらに達成するための組織形態としては、以下の3つの形態が考えられる。

**【センターの統合】**

A. 3センターの統合

B.（統合した上で）地方独立行政法人化

**【その他】**

C. 各センター単独での地方独立行政法人化

A. 3センターの統合

3センター（農林水産センター、工業技術センター、環境衛生研究センター）の統合については、和歌山県行政組織等検討懇話会の提言に基づき平成14年度から平成17年度にかけて検討が行われた結果、統合については見送りとなった経緯がある。しかし、当時の経緯を示した公式文書は現時点において保存されておらず、結論に至るまでの具体的な協議の内容については把握することができない。

県の産業の状況は、特に農林水産業において産出額が減少傾向にある等、当時とは試験研究機関を取り巻く環境が変化していることから、改めて3センターの統合について検討することは意義があると考えられる。

3センターの統合により、統一された管理方針の徹底が可能になるとともに、一定のスケールメリット効果が見込まれると考える。また、それぞれのセンターで蓄積されたノウハウ等を横断的に活用することで、生産技術・付加価値の向上や、県



民の健康、環境保全に資することも期待される。

メリット	デメリット
<p><b>管理方針の統一化</b> 各センターを単一の組織とすることにより、統一された管理方針に基づいた運営管理が可能となる。(例えば、統一した毒劇物の管理方法による効果的な資産管理)</p> <p><b>各試験研究分野の連携強化</b> 各センターを単一の組織とすることにより、これまで各センター単位でしか活用されていなかったノウハウ、人材等を横断的に活用し、生産技術・付加価値の向上を追求できる。</p> <p><b>スケールメリットを活かした業務運営の効率化</b> 各センターを単一の組織とすることにより、管理面やコスト面においてスケールメリットを発揮し、事業の選択と集中による重要性・緊急性の高い分野への資源投入が可能となり、より効率的な業務運営を推進できる。</p>	<p><b>各センター間の調整負担の増大</b> 性質が異なる各センターに対して統一的なマネジメント手法を適用するにあたって、センター間の調整に大きな負担を要すると考えられる。</p>

なお、環境衛生研究センターについては、他センターとは異なり、検査業務を中心として試験研究を実施しているため、統合を検討するにあたっては当該業務の特殊性に留意する必要があると考える。

B.(統合した上で) 地方独立行政法人化

北海道や青森県では、試験研究機関を統合した上で、地方独立行政法人へと組織変更している。一般的には、地方独立行政法人に移行することにより、自治体から独立した法人として、自主的かつ柔軟な業務運営が可能になるとされている。

統合による上記Aのメリットに加えて、地方独立行政法人化により以下のような効果があると考えられる。

メリット	デメリット
<b>中期目標に基づく自立的な運営</b>	<b>法人設立に係るコスト発生</b>

<p>法律により PDCA サイクルの導入が義務付けされており、県が定める中期目標に基づき、法人自らが中期計画、年度計画を定め、自律的、計画的に業務を運営することができる。</p> <p><b>外部評価の実施による PDCA サイクルの確立</b></p> <p>法人の業務実績について、外部評価委員会による評価を受けることによって、業務全般の適正な運営が推進される。</p> <p><b>目標達成に向けた業務運営の弾力化・スピード化</b></p> <p>地方自治制度の枠組み（組織・予算等）から解放され、法人の判断で弾力的かつスピーディな業務運営が可能となる。</p> <p><b>人事採用、人事評価制度の独自化</b></p> <p>組織目的に即した人事制度の導入等により、業務実績に係る自己責任を明確化し、成果達成に向けた意識を変革することができる。</p>	<p>法人化にあたって、準拠する会計基準や規程等が変わることから、新たなシステム導入を含めた準備に大きな事務負担、コストを要する。</p> <p><b>法人運営に係る追加的なコスト発生</b></p> <p>法人の理事等の役員報酬や顧問弁護士料などの新たな費用が発生する</p>
---	---

### C. 各センター単独での地方独立行政法人化

地方独立行政法人化については、統合を前提とせず、各センター単独で法人化することも可能である。センターの統合にあたっては、性質の異なる他センターとの調整に大きな負担がかかることが想定されるため、メリット・デメリットを勘案したうえで統合の可否について検討することが求められる。

メリット	デメリット
<p>上記Bで示した地方独立行政法人化のメリットを享受できるとともに、統合に伴う各センター間の調整負担が不要となる。</p>	<p>上記Aで示した統合に伴うメリットを享受できない、もしくはメリットの効果が限定的となる。</p>

上記それぞれのメリット・デメリットを踏まえたうえで、試験研究機関の目的を達成するための、あるべき組織形態について検討されたい。

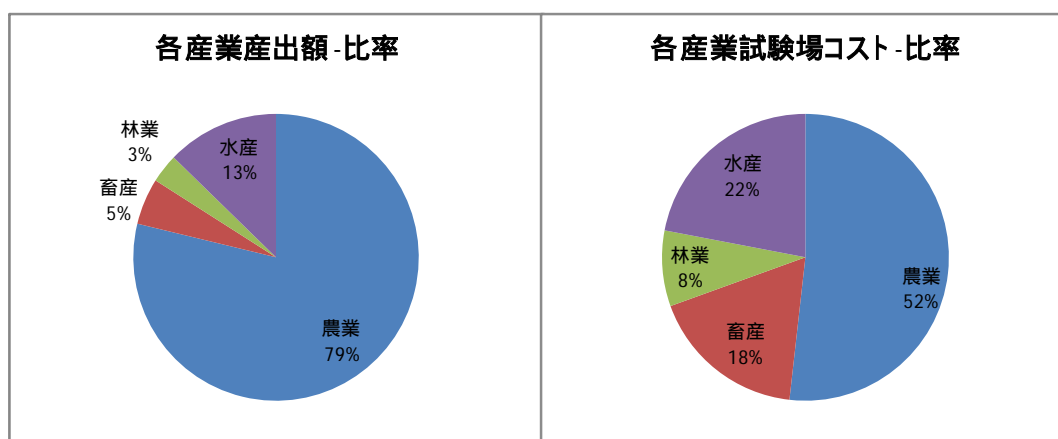
生産規模、コスト等からの試験場のあり方について  
 県内の各農林水産業における産出額と関係する試験場コストを比較すると次の  
 とおりである。(数値は平成21年度のものを使用)

【各産業産出額】 (億円)

	農業					畜産	林業	水産
	米	野菜	果実	花き	その他			
産出額	82	161	520	54	52	58	36	140
産業合計	869					58	36	140

【各試験場コスト】 (千円)

	農業					畜産		林業	水産
	農業	暖地	果樹	かきもも	うめ	畜産	養鶏		
事業費	54,318	24,924	27,437	12,162	30,026	34,120	24,390	15,442	83,203
人件費	228,904	89,944	137,640	80,965	105,254	141,499	70,684	115,067	252,893
小計	283,222	114,868	165,077	93,127	135,280	175,619	95,074	130,509	336,096
産業合計	791,574					270,693		130,509	336,096



また、各産業産出額と各試験場コストの比率を算出すると次のとおりである。

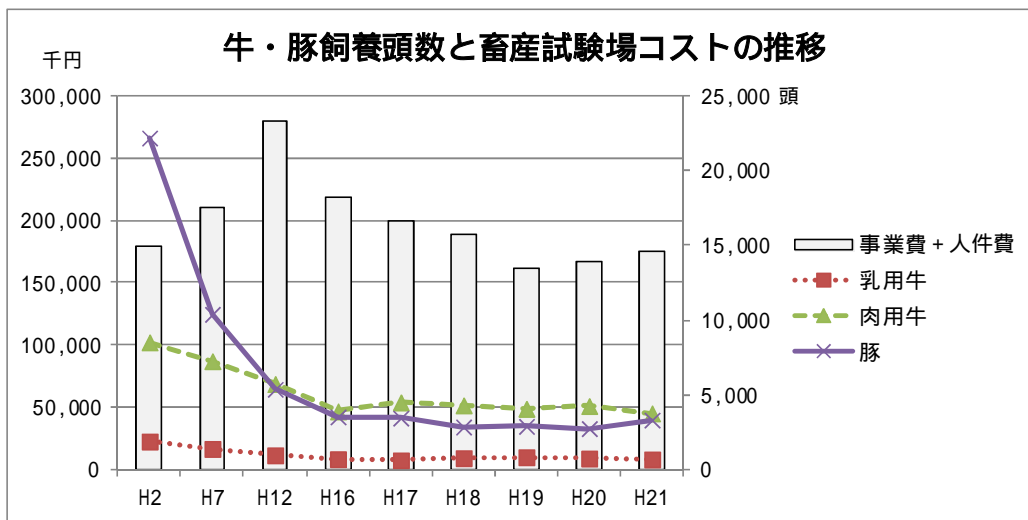
	農業	畜産	林業	水産
産出額/試験場コスト (大きい方がよい)	109.8	21.4	27.6	41.7

畜産業及び林業において、産業算出額及び「算出額/試験場コスト」比率が相対的に低いことが見て取れる。

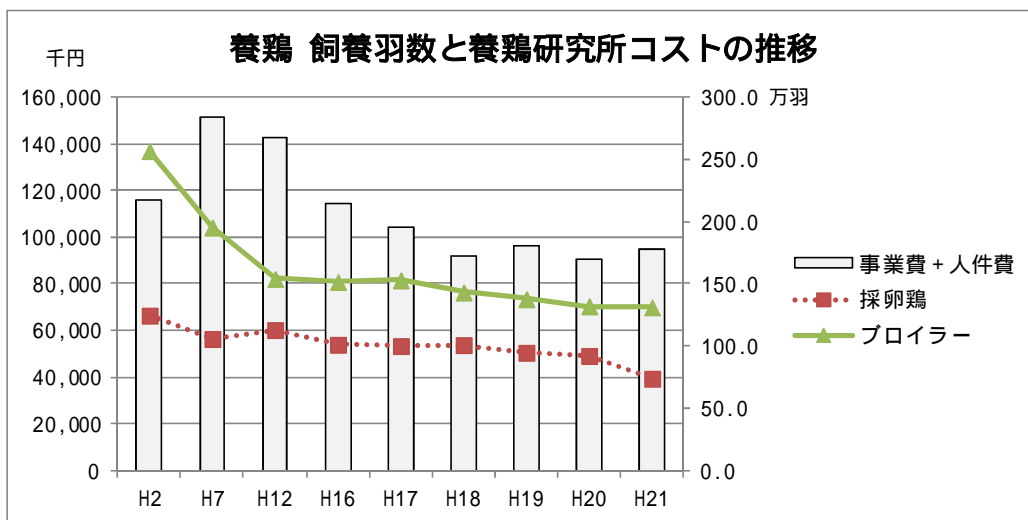
畜産業及び林業について、県内産業規模及び関連する試験場コストの推移を図示すると次のとおりである。

(牛・豚飼養頭数、養鶏飼養羽数、林業産出額については、「和歌山県の農林水産業(和歌山県農林水産部作成)」より引用)

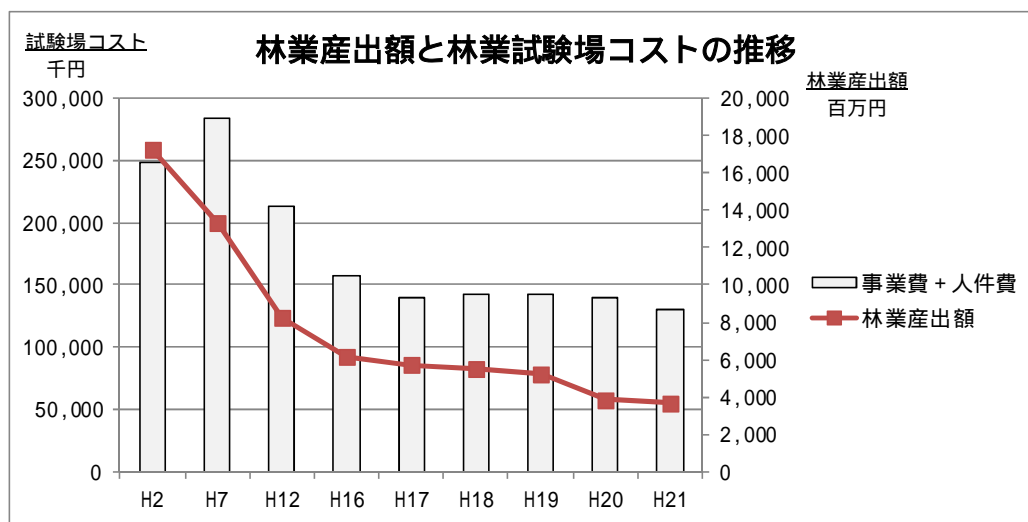
【畜産（牛・豚）】



【畜産（養鶏）】



【林業】



特に畜産業に関しては、以下に示すように、全国的に見ても規模が小さいだけでなく、その実施地域も局所的なものであり、市町村との連携を図りながら県としての試験研究のあり方を検討すべきであると考えます。

		全国	和歌山県		
		実数	実数	順位	シェア
飼養頭羽数	乳用牛（頭）	1,484,000	800	47	0.1%
	肉用牛（頭）	2,892,000	3,610	43	0.1%
	豚（頭）	9,899,000	3,320	47	0.0%
	採卵鶏（千羽）	178,208	740	39	0.4%
	ブロイラー（千羽）	107,141	1,312	18	1.2%
飼養戸数	乳用牛	21,900	17	47	0.1%
	肉用牛	74,400	68	43	0.1%
	豚	6,890	12	45	0.2%
	採卵鶏	3,110	34	31	1.1%
	ブロイラー	2,392	41	16	1.7%

乳用牛・肉用牛〔平成22年2月時点〕 豚・採卵鶏・ブロイラー〔平成21年2月時点〕  
 （出典：畜産課資料「わかやまの畜産」）

試験研究費の投資については、県の戦略に沿った目標を再確認し、各分野の中長期の目標生産額と試験研究投資額のバランスを勘案したうえで、判断すべきであると考えます。

以上

和歌山県報

平成二十四年三月三十日

号外

別冊